

令和2年第8回坂町議会定例会

会 議 録 （第2号）

1. 招 集 年 月 日            令和2年9月1日（火）

2. 招 集 の 場 所            坂町議会議場

3. 開 会（開 議）            令和2年9月2日（水）

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（12名）

|                  |                    |
|------------------|--------------------|
| 1 番 尾 崎      光 君 | 2 番 安 竹      正 君   |
| 3 番 光 岡 美 里 君    | 4 番 主 枝 幸 子 君      |
| 5 番 奥 村 富 士 雄 君  | 6 番 柚 木      喬 君   |
| 7 番 出 下      孝 君 | 8 番 瀧 野 純 敏 君      |
| 9 番 大 田 直 樹 君    | 10 番 中      雅 洋 君  |
| 11 番 中 川 ゆかり 君   | 12 番 川 本 英 輔 君（議長） |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                |              |
|----------------|--------------|
| 町            長 | 吉 田 隆 行 君    |
| 副 町 長          | 財 満 芳 洋 君    |
| 教 育 長          | 太 田 耕 樹 君    |
| 技            監 | 荒 木      勲 君 |
| 総 務 部 長        | 中 村 政 愛 君    |
| 民 生 部 長        | 大 畠 英 司 君    |
| 教 育 次 長        | 新 谷 裕 美 子 君  |
| 総 務 課 長        | 藤 本 大 一 郎 君  |
| 企画財政課長         | 車 地 孝 幸 君    |
| 税務住民課長         | 松 谷 展 裕 君    |
| 民 生 課 長        | 宮 本 隆 一 君    |

|            |           |
|------------|-----------|
| 保険健康課長     | 増 木 梨 江 君 |
| 環境防災課長     | 窪 野 稔 君   |
| 産業建設課長     | 本 家 正 博 君 |
| 都市計画課長     | 西 谷 伸 治 君 |
| 学校教育課長     | 藤 原 文 代 君 |
| 生涯学習課長     | 福 嶋 浩 二 君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 吉 原 修 君   |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

|        |           |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 西 谷 信 樹 君 |
| 主 事    | 秦 正 憲 君   |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

議 事

- |       |        |                                    |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第 1 |        | 「一般質問」                             |
| 日程第 2 | 議案第58号 | 「令和元年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定について」         |
| 日程第 3 | 議案第59号 | 「令和元年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 |
| 日程第 4 | 議案第60号 | 「令和元年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」    |
| 日程第 5 | 議案第61号 | 「令和元年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」   |
| 日程第 6 | 議案第62号 | 「令和元年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」  |

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前9時59分)

○議長（川本英輔議員） 改めまして、おはようございます。今日は定例会2日目でございます。これから一般質問に入りますが、ひとつよろしく願いいたします。

また、傍聴席の皆様、コロナウイルス感染予防の中、出にくいところをようこそおいでいただきましてありがとうございます。よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

お手元に配付しております質問通告表のとおり、11名から12問の質問事項が通告されています。

それでは、順次、発言を許します。

なお、質問の際には、要点を絞って発言願います。

また、再質問は5問までといたします。

4番主枝幸子議員から「空き地の利活用について」質問願います。

主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 「空き地の利活用について」お伺いします。

一昨年の豪雨災害により、多くの家屋が被災し、公費解体によって被災家屋の除去が行われました。

砂防ダムの整備が行われる中、除去後の跡地に新たな住宅等が建設されていますが、小屋浦地区においては多くの空き地が散在しています。

坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、小屋浦地区の定住促進を重要施策として位置づけており、今後も空き地の有効活用などにより定住促進を図ることも考えられます。

もちろん復旧工事が進み、安全・安心な環境を早期に実現することが最優先ですが、町が空き地を買い取り、避難所や町営住宅を建設するなど有効活用することで定住促進を図ってはどうか。

小屋浦地区の定住促進は本町にとって重要な課題であるため、本年度策定予定の第5次長期総合計画や次期総合戦略において、引き続き、取り組む必要があると考えます。町のお考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「空き地の利活用」につきましてお答えをいたします。

現在、本町では平成30年7月豪雨災害坂町復旧・復興プランに基づき、国、県など関係機関の御尽力と御支援をいただきながら、被災者の生活再建や被災した河川、道路を初めとする公共土木施設の災害復旧工事、砂防堰堤の整備など、地域住民の方々が安心して住み続けることができるよう様々な施策を実施しております。

御質問の、小屋浦地区の空き地を町が買い取り、避難所や町営住宅を建設するなど有効活用することで定住促進を図ってはどうかについてでございますが、小屋浦地区における除去後の跡地では早い時期から建物が再建されたり、また、現在も空き地となっている箇所においては、複数の空き地で土地の売買が行われる状況も見受けられます。

町といたしましては、現在、進めている砂防堰堤等の整備が完了し、地域の安全・安心が確保された後には、民間事業者による空き地の売買等が活性化してくるものと思われ、民間事業者の参入状況を見極める必要があると考えております。

小屋浦地区の定住促進策といたしましては、まずは町有住宅への入居を加速させることで人口増加を図ってまいりたいと考えております。

定住促進施策は町にとっての重要施策と認識をしており、現在策定中の第5次長期総合計画や次期総合戦略においても、引き続き、取り組んでまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 初めに、答弁になかった避難所についてお聞きします。

砂防堰堤が完成しても、昨今の異常気象により、想定を超える豪雨も危惧されます。小屋浦三丁目は低地帯で、天地川からの越流によって避難が困難になることも想定されます。

それに加え、コロナウイルス感染リスクにより、分散避難など新たな避難が求められています。空き地を利用して、被害が多かった三丁目に避難場所を整備するお考えはないでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

今、小屋浦地区の避難所は、災害以来、西昭寺を増やしたりとか、町有住宅の集会所などを新しく開設いたしております。三丁目の方も含めて、二丁目から四丁目の方を含めまして、早めの避難をしていただきたいと考えております。ですから、三丁目

に避難場所を設置することは、現在、考えておりません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） そこでですが、国交省が避難施設増強を支援し、それに加え、コロナウイルス感染による密集対策を後押しする支援もあると聞いております。そのような支援を受けて整備することも考えられるのではないのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

今年の梅雨時期でございましたけども、コロナウイルス対策といたしまして、車中の避難とかいうことで、密接、密集を対策を取ったものと考えております。

また、今年度の避難所の状況を見ましても、受入れができたのではないかというふうに認識しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） では次に、町営住宅を整備するのではなく、民間事業者の参入状況を見極めると答弁がありました。そこで、他の市町では賃貸住宅を新築する民間事業者に一応の条件をつけて助成金制度を創設した町もあります。民間事業者が参入しやすいように後押しするような考えもあるのではないのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

民間賃貸住宅を建設される方へ補助金を出して、町内の賃貸物件を増やすという定住促進策の御提案でございますが、そのような施策をされている自治体さんがあることは承知しております。そのような施策を実施している自治体さんにおかれましては、例えば公営住宅を含む賃貸物件がその町内、市内に不足しているから、そのような施策を実施しているのではないかと推測いたします。

本町の場合、公営住宅にまだ空きがございますし、民間賃貸住宅も複数あり、例えば大手不動産会社さんが持っておられる賃貸物件も複数町内にはあるような状況でございます。このような賃貸住宅が本町におきましては不足しているような状態ではございませんので、民間賃貸住宅を建設される方に町が助成金を交付する定住促進策ですか、そのようなことは現在の本町にはなじまないのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 小屋浦定住促進対策のハード面では、今、整備されております。ソフト面での定住対策について、魅力ある環境づくりが必要と考えます。そのところはどうかお考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 車地課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） なかなか難しいあれですけども、現在、町長の答弁にありましたように、本町では、小屋浦地区におきましては、住民の方の安全・安心を進めるために、砂防堰堤でありますとか、道路、河川の復旧を進めておる状況でございます。

ソフト面ということなんですけども、まずは小屋浦地区のよさといいますか、魅力を分かってもらえることが、小屋浦地区に関心を示す方が増えていくんではないかと考えます。昨年実施しました住民アンケートの結果を見ますと、小屋浦地区の方の回答で、小屋浦地区が住みやすい理由ということが、例えば自然環境が豊かが34.2%、近所付き合いがしやすいのが28.2%で、この数字はほかの坂地区、横浜地区、平成ヶ浜地区よりも高くなっております。特に近所付き合いがしやすいにつきましては、坂町全体での数字が14.1%でございますので、小屋浦地区におきましては倍の数字になっております。そのほか小屋浦みみょう保育園の保護者会の方にお話をする機会があったんですけども、これは災害の前なんですけども、小屋浦地区は小屋浦地区全体で子供の見守りをしてきているとか、小屋浦地区全体で子育ての応援をしているような地区であるというようなお話を聞いております。特に住民協さんと小学校の合同運動会ですか、それはほかの地区には見られないような事例ではないかと思えます。

なかなか町が小屋浦地区に特化して、小屋浦地区はいいところですよということをPRすることはなかなか坂地区、横浜地区もございまして、難しいような面があるかと思えます。例えばロコミで小屋浦地区は近所付き合いがしやすいとか、子育てに適しているとかということが広がれば、小屋浦地区を居住地として選ばれる方が今後増えていくのではないかと期待しております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） ロコミが大事ということはよく分かりました。

次に、小屋浦地区の定住促進は本町にとって重要な課題であるため、本年度策定予定の第5次長期総合計画や次期総合戦略において引き続き取り組むとありますが、実現への構想、具体的にどのように進めようとしているのかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 車地課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） 定住促進策は小屋浦地区のみならず、坂町全体、坂町のみならず、全ての自治体に取り組んでいるような、人口減少社会を迎える中で、ことかと思えます。

本町におきましては、現在、三世帯同居・近居の促進のための補助金、また、空き家改修等を進めておりますけれども、それも、今後、次期総合戦略、また、第5次長期総合計画の中でも取り組むようにしております。継続してそういった施策をして、定住促進を図っていきたいと思っておりますけれども、今の小屋浦地区に関しましては、繰り返しのようになりますけれども、まずは災害復旧・復興プランに基づきハード事業、砂防堰堤とか、そういう工事を進めて、今の住民の方、また、対外的にも小屋浦はもう安全な町ですよということをPRできるような状況になってから、町長の答弁にもありましたように、民間事業者が、被災前は小屋浦の空き家を解体した場合、不動産会社が購入された例もございましたし、安心な町になれば、必ずやそういった民間事業者の参入が出てくるのではないかとということも期待しております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 6番柚木 喬議員から「コロナ禍における今後の対応について」質問願います。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 「コロナ禍における今後の対応について」質問させていただきます。

PCR検査による対応が町民を守る唯一の対策と思われませんが、その現況と方針、その他のコロナ施策について伺います。

1点目、広報さかに患者数、PCRの実施件数など、対策、経緯を報告すべきだと思いますが、いかが考えておられますか。

2点目、PCR検査については、地域外来・検査センターによる検査が主流を占め、町民の無症状の人も検査対象とすべきだと思いますが、どう考えておられるのか。

3点目、PCR検査を含め医療体制の整備が必要ですが、坂町施策として地元中枢病院である済生会広島病院との連携を持つ必要があると感じますが、どう動きをされているかを伺います。

4点目、予算の使い道について伺います。

コロナ対策として、国の第2次補正予算で自治体向けの臨時交付金2兆円が決定し、昨日の補正予算で1億4,500万円余りの入金が確定しておりました。

また、本町においては特別職の給与や議員報酬の削減等で約330万円が捻出されました。この使い道を示していただきたい。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「コロナ禍における今後の対応について」お答えをいたします。

広島県内の新型コロナウイルス感染症は、7月以降、飲食店などで感染が拡大をしており、また、若年層の感染とともに、家庭内感染による高齢者への感染も多く見受けられます。

このような中、広島県は7月21日に感染拡大に対する警戒強化宣言を発表し、県民、事業者、行政が連携して新型コロナウイルスに対する警戒を強化し、感染拡大防止対策に取り組んでおり、本町では町広報、ホームページ、防災行政無線等により、住民の皆様への感染拡大防止対策の啓発に力を入れております。

御質問1点目の、広報さかに患者数、PCR検査の実施件数など、対策、経緯を報告すべきだと思うの件につきましては、患者数、PCR検査の実施件数は日々更新され、変化していく状況であり、月1回の広報誌では最新情報が掲載できません。

このようなことから、広報誌には新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する情報を掲載し、日々変動する県内患者数につきましては、市町ごとの感染者数を町のホームページに掲載をしております。

また、県内のPCR検査につきましては、町のホームページに広島県のホームページのリンクを貼りつけ、各種情報とともに確認できるよう対応しております。

御質問2点目の、無症状の人もPCR検査の対象にすべきだと思うが、どう考えているのかにつきましては、広島県ではPCR検査体制の拡充として、現在、1日当たり県内及び県外の検査機関等により1,550件程度実施できる体制を検査可能な医療機関に対し機器等の導入を支援することにより、今年度中に県内3,400件及び



県外2,300件、合計5,700件程度の検査が可能となります。

さらに、唾液による保険適用のPCR検査が県内約720か所の民間医療機関で9月末までには実施可能となり、広島県の新型コロナウイルス感染症対策の体制整備の拡充は計画的に図られております。

なお、現在、保険適用となっているPCR検査については、保健所の判断及び医療機関において医師が必要と判断した場合に実施され、初診料を除く自己負担額は公費で補填されています。

また、仕事等で海外へ出張される方や業務上等でPCR検査が陰性であることの証明を必要とする場合は、検査可能である医療機関で医療機関ごとに定められた検査料を実費負担することでPCR検査を行うことは可能です。

御質問の無症状の方へのPCR検査の実施については、国及び県がその必要性を検証し、実施に当たってのさらなるPCR検査の体制整備及び費用負担の財源が確保された場合は、本町においても検討してまいります。

御質問3点目の、PCR検査や医療体制の整備のため、済生会広島病院との連携を持つ必要性があるのではないかにつきましては、本町は広島県西部保健所の管轄であり、PCR検査及び医療体制の整備については県が実施をいたします。

また、独自に体制整備を実施することは初期投資に多額の経費がかかり、その後のランニングコスト、医療従事者の養成、確保等総合的に考えますと、極めて困難であると考えております。

御質問4点目の、国の第2次補正予算で交付される臨時交付金の使途につきましては、第1次補正予算で交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、感染症の発生等による小中学校の臨時休業等の緊急時においても、情報通信技術の活用により全ての児童生徒に学習できる環境を整備するGIGAスクール構想事業のほか、町内各公共施設や各避難所へのマスク等の配備による衛生環境の確保対策、事業継続にお困りの中小企業者等に対する町独自の支援金、県の休業要請に協力いただいた中小企業者等に対する協力支援金の町負担金分に活用いたしました。

このたび措置された第2次補正予算分の臨時交付金につきましては、GIGAスクール構想の残りの財源として活用するほか、新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するための1世帯当たりマスク100枚配布の財源、坂町子育て応援臨時支援金の財源として活用します。

また、特別職の給与の削減に伴う財源の使い道につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、町民の皆様のあらゆる活動や町内事業者の方々の経済活動に多大なる影響が生じていることから、町民の皆様と一体となって新型コロナウイルス感染症に取り組むための減額であり、特定の事業の財源に充当する趣旨のものではございません。

議員報酬の削減に伴う財源の使い道につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止支援策の財源に使用いたします。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 予防は大いにやっけていただいております。いろいろかなり構想でやっけていただいております。この予防に町民が応えてくれたんですよ。今現在は坂町には陽性患者がいませんよね。これはありがたいことなんですよ。この町民の努力結果を広報に乗せるべきだと私は思っております。

同時に、PCR検査実施数は日々変動することは知ってますけども、累計実績を町民に告げる必要があるんですよ。これは広域的に、あるいはPCR検査やっていかなきゃいけないということなんですよ。これがホームページだけでは高齢者は全然分からない。ここに行政の役割とか責任が発揮されるんじゃないかと思うので、ぜひとも広報には載せていただきたいと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

PCR検査の実施件数と、現在、ホームページのほうに掲載をさせていただきます理由といたしましては、先ほど町長の答弁にございましたように、日々変化いたしますので、広報ですと、また最新情報を書くことは不可能でございます。1か月当たり、クラスター等発生しましたら、また多くなりますので、今後、広報への掲載につきましては、また別の形で住民の方に啓発してまいりたいと考えております。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） ちょっと何とか書面で確定するような形でお願いしたいと思います。

第2波、第3波ということで、無症状の人のPCR検査の拡充はどうされるかとい

うことをちょっと伺うんですが、答弁では広島県が一日当たり5,700件の、昨日も新聞にありましたね、5,700件の検査可能と答弁が一応あったんですが、県を頼るんじゃなくて、自治体独自で対応する必要があると思うんですね。

ちょっと私が耳にしたことを言います。実は、東京都の世田谷区というのは93万人ぐらいおるんですが、PCR検査を、住民を守るPCR検査、これをいつでも誰でも何度でもというふうなことを目標にPCR検査を拡充する、これをいわゆる世田谷モデルということらしいんですが、そういう言葉ができてるということですね。今のところ、財政的なハードルがやっぱり高いみたいですので、検査コストを大幅に下げようという努力をされてるようなことが書いてあるんですが、やはり住民をPCR検査でコロナから守るというような姿勢は行政の役割じゃないかと思うんです。本町ではどういう考えをお持ちかちょっと確認します。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

住民の皆様を新型コロナウイルスの感染症から守る、これはPCR検査を行うことで守れるものではないと思っております。やはりPCR検査というのは必要に応じて実施されるもの。広島県におきましても、民間医療機関に7月末に県のほうが直接依頼をいたしまして、手挙げ方式で唾液によるPCR検査、これは保険適用でございます。そういったことも拡充をいたしております。

無症状の方の検査ということになりますと、そのとき検査をしても、またその後、感染をするという可能性がございます。PCR検査をしたからといって予防ができるわけではございませんので、行政といたしましては、引き続き、皆様に感染予防の啓発、広報等、また、行政防災無線につきましては、金曜日の夕方から月曜日の朝まで必ずさせていただいております。こういったことを引き続き行いながら、感染予防に十分努めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 次に、医療体制の整備ということをちょっと質問させてもらってるんで、そのことについて伺います。

答弁は県が実施するとの答弁ですよね。当然、設備投資には金かかるけん、県がやるんだということですけども、御存じのように、新型コロナの検査にはPCR検査以外に抗原検査とか抗体検査があるんですね。手段を変えるということなんです。例え

ばこれらの補助をしたらどうかをちょっと伺うんですが、新聞情報でちょっと聞いた内容を言いますと、抗原検査は精度が低いですが、5月に国が認めて受けるようになりましたと。簡易キットで15分から30分で結果が分かりますと。これが抗原検査でございます。それと抗体検査においては、一部企業、団体で受ける事例があると聞きました。いわゆる集団感染を調べるときに使われてるとこれは聞いてるんですが、一応、このPCR検査機器の導入に補助を出したり、あるいは簡易キット購入に補助金を出すとか、あるいは検査機器を町で購入して貸与したり、そういうふうなことを考えられんかどうかということなんですね。これは当然、今、私がちょっと質問しましたような、済生会広島病院さんに相談されたらいいと思うんですけども、その辺はどんなでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えします。

済生会広島病院は、広島県において、やはりそういったPCR検査等を実施する機関として、現在、指定をされております。先ほどの答弁で申しましたように、7月末に県が民間医療機関に唾液による検査とともに、先ほど議員がおっしゃいました抗原検査、簡易キットを用いたものについても、同時にやりますかということでの募集がかけられております。町長の答弁にございましたように、この8月26日現在ではございますが、多くの機関、県内の半数の機関がそこに手挙げをされております。ただし、この機関が簡易キットを用いた抗原検査をされるかどうかとか、どこの医療機関がされるかというのはこちらでは把握できません。

今後につきましても、済生会広島病院は広島県においてやはり指定された病院でございますので、坂町独自でそこを独占するということではできません。検査をしたとしても、その検査検体をPCR検査をする機関、ここの確保が必要でございますので、これを県は5,700件に増やすということを行っております。町独自でそういったことを行う場合にも、そういった検査機関の確保も必要となってまいりますので、やはり総合的に考えますと、町独自でそういったことの体制整備をすることは困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 4点目の質問をします。

広島県のPCR検査枠の活用についてちょっと伺います。

広島県のPCR検査の本年度の目標値は1日5,700件と答弁がございましたね。どういう人を優先的に町として考えてるんかのということをちょっと伺うんですが、例えば出産を控える妊婦については国の補助で何かできるというようなことの情報がございますよね。大優先だということで聞いとるんですが、例えば医療従事者の人を優先するとか、通院者を優先するとか、あるいは介護施設を優先するとか、様々クラスターの発生の可能性があるグループを優先する必要があると思うんですが、どういう考えで臨まれますか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 町として臨むのではなく、これは県が打ち出している方針でございます。県といたしましては、PCR検査、これは保健所が必要と認めた場合、また、医療機関が必要と認めた場合にPCR検査を保険適用で実施できるとされております。ですので、町独自でどう考えているのかということではなく、広島県が打ち出した方策でございます。引き続き、医療機関において医師が認めた場合、また、保健所が認めた場合のPCR検査の体制整備ということで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 最後の質問をします。

ちょっと町長に予算について伺うんですが、昨日、提示がございまして、一般会計の補正予算（第5号）なんですが、町民への経済対策とか、あるいはいろいろと医療現場への補助対策というのがないんですが、それで十分なのかどうか、今後、どのような形で施策を打たれるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 現状では第2波ということでございますけども、いろいろマスク等によりますと、少し第2波も収束しつつあるというようなことも言われておりますけども、まだまだこれは分からないものでもあります。

また、これから冬にかけてインフルエンザ等も流行してくると思うんですよ。そうすると、コロナとインフルエンザ両方を対応していかなければならないような状況になる可能性もあると思います。そういうときにまたどうあるべきかということをし

っかり医療機関等とも協議をしながら、あるいは広島県はもちろんでございますけれども、関係近隣自治体ともいろいろ情報交換をしながら、やっぱり坂町だけではなしに、地域全体でそういう対策を講じていかないと、坂町で幾らそういう対策を講じても、坂町内の方だけでロックアウトしてよその人は入れないというような状況、あるいは坂の人はよそへ出ちゃいかんというような状況であれば、またそういうことも効果がいろいろ考えられると思いますけれども、やはり全体で総合的に対策を講じていかないと、なかなか我々が思うようなコロナウイルス、あるいはまた、インフルエンザの減少にはつながってこないんじゃないかというふうな思いを持っておりますので、全体的な中で、先ほど申しました県、あるいはこの近隣の自治体、あるいはまた、近隣の医療機関ともしっかり議論、協議をしながら、今後、必要なものにつきましては当然予算を計上いたしまして、対応していきたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 3番光岡美里議員から「パートナーシップ条例の制定」について質問願います。

光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 「パートナーシップ条例の制定を」の件についてお伺いします。

パートナーシップ条例とは、性的少数派と言われているLGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー）のカップルを公的パートナーと認める制度です。この制度は平成27年11月に渋谷区、世田谷区の2自治体から始まり、現在まで多くの自治体で導入されてきました。

また、導入するのは政令指定都市など大きな都市のみならず、人口約5,100人という坂町よりも人口規模の少ない自治体においても開始されており、広がりを見せているところです。

公的にパートナーとして認められることによって、社会での適切な理解が促進されることも期待されます。

坂町においても、このパートナーシップ制度を導入し、多様性を認め合う共生社会のまちづくりを進めてはいかがでしょうか。町当局の考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「パートナーシップ条例の制定を」についてお答えをいたします。

パートナーシップ制度の導入自治体は、現在、全国で約60市区町村となっています。広島県内において導入している市町はございませんが、広島市において、令和2年度中の導入について準備が進められているとお聞きをしております。

パートナーシップ制度は同性カップルを結婚に相当する関係と認め、お互いをパートナーとする証明書を発行することなどを定めるもので、市区町村が窓口業務を行っている婚姻届出制度に代わるものであると理解をいたしております。

本制度は国が認める結婚とは全く違うものですが、個人の尊厳を尊重し、多様な性を認め合い、そして理解するという個々人の意識の涵養が不可欠であることから、町内において十分議論をして、導入の是非を検討していくことが必要であると考えています。

本町においては、令和3年度に第2次男女共同参画プランの策定を予定をしており、その中で町民アンケートにLGBTの項目を加え、理解度やパートナーシップ制度についてのニーズを把握し、国の見解や県内市町の動向にも注視しながら情報収集を行い、慎重に検討してまいりたいと考えております。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） LGBTは日本人口の全体の1.6%から8.9%という調査結果もありますので、坂町においても、性的マイノリティーと言われる方々が少ない数おられることとなります。

しかし、LGBTという言葉そのものやパートナーシップ制度という存在自体をあまり知らないという方もおられることと思います。先ほどお答えいただいたとおり、町内において個々人の意識の涵養が不可欠です。

そこで、まずは普及啓発が非常に重要になってくると考えますが、今後、どのように展開していくのかお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） お答えいたします。

性的マイノリティーと言われる方々は社会的に少数派であることから、家族関係、教育、就労、公共サービスの場面などで様々な課題に直面することがあります。

また、社会において理解が十分深まっていないことから、先入観による差別的な扱いを受けることもあります。

このことから、今後の普及啓発については、誰もがありのままを受け入れられ、自分らしく生きることができる社会を目指し、性の在り方の多様性についての理解を深めるなどの取組を国や県を含めた関係機関が連携して広げていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 普及啓発の事業の展開に期待していきたいと思いますが、まずはアンケートを取るまでに、1回目の啓発事業をしておき、町民の皆さんに関心を持ってもらう働きかけというのにも必要になってくると考えます。

そこで、啓発事業の開発時期についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） お答えします。

男女共同参画プランの作成のためのアンケートについて、いきなりLGBTの項目を入れるのではなく、事前の啓発を行うというのは必要だと考えております。

具体的には、人権啓発の観点から、町民の皆様に向けて性の多様性について考えていただけるような内容を記したホームページの開設や広報さかへの掲載、チラシの作成などを行って、LGBTをめぐる人権についての啓発を行った上でアンケート調査を実施するという流れで考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） では、次の質問に移ります。

パートナーシップ制度やLGBTに関する部署は多岐にわたりますが、坂町に限らず、性的マイノリティーに関する制度がこれまでほとんどなかったために、福祉に関連する部署以外ではあまり知る機会がなかったのではないかと推察します。

そこで、職員全体の理解の促進も必要になってくるのではと考えます。LGBTや性的マイノリティーに関する職員研修の開催についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） 議員がおっしゃられたように、職員研修の中でこのような性の多様性について学ぶということも必要であると考えております。

今後、職員研修をやる中で、そういったことを入れるということも検討していきたい



いというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） では、町長にお答えいただいた中で、十分に検討していく必要があると、情報収集を行って慎重に検討していくというようにお答えいただきました。そこで、検討を実際にしていくメンバー構成についてお伺いします。

先ほどの質問でも申しましたように、関連する部署は多岐にわたるため、例えば民生課単独だけで検討するのではなく、検討の段階から様々な部署の参画が大切になってくるのではと考えます。そこで、他部署での連携や共同についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 答弁でも申し上げましたとおり、個々人のいろいろな状況もございします。行政がもちろん先導していかなければならないこともあろうかと思っておりますけども、また、町民の方々のいろいろな意見を聞きながら、どうあるべきかということをしっかり整理をして進めていきたいというふうに考えております。

そういう中で、男女共同参画の次の計画の中でどう位置づけてどうすべきかということも、しっかり多くの方々の御意見を伺いながら、やはり整理をしていく必要があるかと思っております。行政が主導でやらなければならないものもありますし、また、いろいろな町民の、住民の方々の御意見を総括して計画を立てていかなければならないものもあります。その多くの町民の方の御意見を伺って計画を立てていく部類のこれは案件というふうに考えておりますので、そういうふうな整理で、今後、進めさせていただきたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） では、最後の質問になります。

第2次男女共同参画プランのプランそのものの策定委員会のメンバーについてお伺いします。

現在あるプランの策定委員会の委員構成ですが、住民協や女性連絡協議会の会長、人権擁護委員や民生委員・児童委員協議会、身体障害者福祉協会会長と保育園の園長先生に小学校の校長先生、教育次長と民生部長というように、町民と行政とで幅広く網羅しておられます。

一方で、LGBTや性的マイノリティーについて専門的なアドバイスをしてくれる

方となるとおられないため、やはりここは専門的な第三者の方に委員になっていただくことも必要ではないかと考えます。これは何も性的マイノリティーにプラン自体が偏るということ招くということではなく、むしろまずは男女という性別の部分をしっかり注目することにより、昔ながらのステレオタイプの概念に縛られることなく、今、求められている在り方を検討する上では大変有意義になると考えます。性別による課題に詳しい専門の委員の参加の検討についてはいかががお考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） お答えします。

選定委員会の委員の選定についてはこれからでございます。選定していく中で、様々な立場の方をお願いしていくわけなんです、その中で偏りなく行っていきたいと考えており、適任者がおれば、そういった方々も入っていただければというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時48分）

（再開 午前10時58分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 5番奥村富士雄議員から「坂町制施行70周年を新たなまちづくりのスタートに」について質問願います。

奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 「坂町制施行70周年を新たなまちづくりのスタートに」の件で御質問いたします。

8月1日は坂町制施行70周年を迎え、記念式典の日でした。新型コロナ感染拡大防止のため、11月22日に延期されております。今年は70周年記念事業として、ひろしまフラワーフェスティバルへの参加、NHKのど自慢など数々記念事業が計画されていましたが、中止となりました。このままではせつかくの70周年も盛り上がりません。

町制施行40周年では、町の花「アサガオ」、木「梅」、鳥「メジロ」、キャッチ

フレーズとして「潮の香りと緑豊かな坂町」と町民憲章の発表、30年経過した現在でも町内に浸透し、キャッチフレーズの使用や特産品、ゆるキャラの誕生などに活用されています。

今年第5次長期総合計画として10年間のまちづくりが策定されます。70周年から30年後という100周年になります。平成30年豪雨災害から2年を過ぎ、復旧・復興とともに防災推進のまち、また、新たなコロナ感染問題に負けない健康で元気なまち、新しいまちづくりの推進を宣言し、100周年に向けて新たな取組をスタートしてはいかがでしょうか。町当局の今後の取組をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「坂町制施行70周年を新たなまちづくりのスタートに」の件につきましてお答えをいたします。

本町は、昭和25年8月1日に町制を施行し、今年で町制施行70周年という記念すべき節目の年となります。町民の皆様を初め、関係者の方々のたゆまぬ御努力により、今日の発展を見るに至ったことに対しまして、心から感謝申し上げます。

この慶事を町民の皆様とともに祝い、NHKのど自慢、ひろしまフラワーフェスティバルのパレードへの参加など、数々の記念イベントを実施し、元気な坂町を町内外に向け情報発信していく予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、やむなく中止となりました。

町制施行70周年記念事業といたしましては、エコバッグとクリアファイルを製作し、先日、町内の全世帯へ配布をさせていただきました。

また、町内の保育園、こども園の園児、各小学校の児童には「坂うめじろう」のイラスト付きの鉛筆を、中学校の生徒には「坂うめじろう」のシールを貼ったサンスターの歯みがきセットを配布をいたしました。

現在、本町では、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興を最優先に全力で取り組んでいます。豪雨災害により犠牲になられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、災害から得られた教訓を後世に伝承し、災害を風化させないために、住民一人一人が防災意識の向上を図り、災害に対する備えを充実強化するため、7月6日を坂町防災の日として定め、防災の日を含む1週間を防災週間といたしました。

また、現在、第5次長期総合計画を策定中ですが、基本構想の中で今後10年間のまちづくりの基本テーマを設定いたします。

御質問の、新しいまちづくりの推進の宣言につきましては、今後の坂町のまちづくりにふさわしく、時代に合ったものとしてどのような宣言ができるか検討してまいりたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） せっかくの70周年ですので、本来ならば大いに盛り上がるところなんですけども、コロナの関係で何もかもが中止ということになっただけなんですけども、ただ問題は、コロナの関係で中止になったけえ、せんよということじゃ、やっぱりさえんと思うんですよね。

ここに各種のイベント事業、記念イベント実施で、元気な坂町を町内外に情報発信していく予定でありましたがと、やむなく中止ということなんじゃけども、情報発信はできると思うんですよね。イベントがなくても、例えば今、坂町が復旧・復興で随分町が変わってきたというのを、やっぱり全国から2万5千人以上来られたボランティアの方に知らせるいうのも一つの方法じゃないかと思うんですね。例えばSNSを使って情報発信するとかいろんな方法があると思うんですよ。だから70周年の情報をいかに全国に元気な坂町、復旧の進んできた坂町の情報発信をするかということが大切じゃないかと思うんですが、そこら辺は何か考えておられますか。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

今の70周年記念イベントはそれぞれコロナウイルスの関係のほうで中止になっておるところではございますけども、できることはやっているといいますか、密にならないイベントといいますか、答弁の中にもありますけども、住民の方にエコバッグとかクリアファイルを配布したりとか、今月の広報の表紙に使わせていただけてますけども、町内の各保育園、こども園、また、小中学校に、そういった70周年を記念し、着ぐるみも一緒に、坂うめじろうも行って、そういった記念グッズの贈呈を行って、これにつきましては、議員申し上げられましたSNSでも発信をしているところでございます。

今、町といたしましては、そういった人が集まるようなイベントはできてないわけなんですけども、そういった記念グッズ、70周年を記念して、このたび、キャラクターのグッズを作成したりして、それを配布もただ単に渡すだけではなくて、そういった

町長が学校等へ伺って、贈呈式を行って、子供たちにそういった70周年なんだよということを周知して、それでまた記念品を持って帰っていただいて、御家族の方もああそうなんだということには、分かっていたるのではないかと思ってるんですけども、なかなか町外に対して、議員さんおっしゃったように、災害のときに来ていただいたボランティアの方になかなかそういった元気な坂町を発信できてないということは反省すべき点といたしますか、なかなかできてないような状況はたしかでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） エコバッグを配ったり、子供らに何とかいうのはあるんですけども、この問題は簡単なんです。割と簡単で、つくって配りゃええと。ただ、それはあんまり将来に残るもんじゃないと思うんですよね。さっき申しましたように、やっぱり全国へ坂町を発信すると。30年7月のときには全国から来ていただいたわけですよ。そのやっぱりお礼を兼ねて情報発信していくという方法は絶対必要じゃろうと思うんですよね。それがやっぱり来てくれた人たち、あるいは応援してくれた人たちに対しての恩返しじゃないかというふうに思うわけです。そこらをひとつやっていただきたいと。

だから、例えば坂町のホームページの中に70周年記念としてのコーナーを設けて、こういうことをやると、あるいは災害復旧でこういうふうに変わってきたとか、そういうもののコーナーをつくったりして、情報発信していく必要があるんじゃないかと。

私、質問のときに町制40周年というのを出したんですが、なぜ出したかという、町制40周年から今年が30周年ですよ。30年前は町長はまだ町長じゃなかったですよ。ところが、あの当時の計画が今日の坂町になつとるわけです。例えば平成ヶ浜の埋立地ですね、こんだけの住宅ができて、人口も増えてきたと。これはやっぱり30年という年月が必要なわけですよ。だからそういう面で言うと、30年というのは、これから30年いうと我々は生きとるかどうかわかりませんが、今の子供たちは大人になって活躍しとるわけですが、そのときに30年前に計画してもろたことが今日の坂町になつとるんだということを、ぜひそういうことが必要な思うんです。そのスタートとしてほしいというようなことでございます。

長期総合計画は10年ですよ。10年の計画ですから、そうじゃなくて、町長が今後30年先、50年先というような表現をよくされますけども、それに向けての新しいまちづくりということで必要じゃないかというふうに考えております。そこら辺はいかがでしょうか。町長、どうですかね。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 確かにこの坂地区開発、この平成ヶ浜も、実を言うと昭和46年に計画をされた案件でございますので、30年以上はたっておると思うんですけども、そういうことで、今日、この発展を見ることになりました、北新地もそうでございますけども。そういうことでありますけれども、現在、我々も大きなことは今はちょっとできないような時代になってきておると思います。この北新地を造成したり、あるいはまた、平成ヶ浜を造成する折には、いろいろな民間のディベロッパー、それから県も入り、県内のいわゆる当時の優良企業も出資をしてできたものでありまして、現状では大変厳しい状況でありますので、そこらはちょっとできないと思っておりますけども、今、一生懸命取り組んでおるのは、やはり何と申しましても道路事業でございます。この県道もそうでございますけども、国道31号の拡幅も、いよいよ4車線化を含めて、今年度、事業化を国のほうでしていただきまして、これから進んでくるものというふうに思っておりますし、それからまた、海岸沿いの地域を守るための越波対策等にも力を入れてきました。いろいろなことがあろうかと思っております。

ソフト事業では、また後ほどの質問で答弁をすることになるんですけども、住居表示も導入させていただきました。なかなかこれもこれまでできなかった案件であります。

あるいはまた、町史の編さんも結構な年月をかけてやらせていただきました。いろいろな将来にわたっての坂町の歴史を、この町史の場合は歴史を引き継いでいくための大切な資料、これをつくらせていただきました。

これからもいろいろとまたやっていかなければならないこともあろうかと思っておりますけども、もう一点申しますと、学校の教育体制も一生懸命やってきたつもりであります。あるいはまた、小学校へ上がる前の保育所の体制も、保育所は今、こども園いうのもございますけども、そういう面でも、財政的な面も含めて改革をしてきております。

これらが一体となって、また将来につながってくると思いますし、それと、やはり

今、次の世代にこの町を引き継ぐためには、やはり復旧・復興を必ずや成し遂げていかなければなりません。そういう中で、安全・安心が被災前よりも確認できるような、そういう体制をつくっていく。その中には、先ほどソフト面とかハード面とかいう話も出ましたけども、道路の整備も、道路の整備はやはりソフトの一過工事のようなもんだと私は思っておりますんで、しっかりソフトが充実するためにはやはり道路の整備、ハードは必要なことでありますんで、これらも、先ほど県道、国道のこともありましたけど、しっかりやっていくことが、将来にわたってソフト面の安心にもつながってくるということで、これからもそういうことにしっかり努めていきたいと思います。

また、例えば60周年の折には、坂町歌、坂町音頭も作成していただきました。これも多くの町民の方に浸透して、盆踊りとか、あるいはまた、学校の体育祭等で、運動会等でも踊っていただいたりとか、町内全域に浸透しておるような状況もございますし、あるいはまた、ウォーキングのまちの宣言もいたしまして、町内全域にウォーキングコースも設けておりまして、町内外から多くの方が土日になったら集団で町内を歩いておられる、トレッキングされておられる状況も多々見受けております。そういうこともやってきておりますけども、大きな大きな例えばこの平成ヶ浜の埋立てとか、北新地の埋立てのようなことは現状ではなかなか難しい、社会的にも難しいという状況がありますが、そういうものは小っちゃいことでもしっかり積み重ねて、次の世代にやはりバトンタッチができるようなことを全職員と、また、多くの町民の皆様の御協力をいただきながら、当然、これは議会と行政が車の両輪でありますので、それがうまくかみ合わない物が回らないわけでありまして、そういうこともしっかり念頭に置きながらやっていきたいというふうに考えております。

ちょっと質問に対する答弁にならんかったかも分かりませんが、そういうことでございます。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 今、いろいろと後の質問の答弁みたいな感じがしたんですけども、私が思うのは、今、ハード事業というのはなかなか難しい時代になってきて、例えば県道ができたなら、そこら辺の後背地を住宅にするとかいうことは可能だろうと思うんですよ。私が思うのは、70周年から今後100年に向けて、行政、議会、住民、団体が同じ方向に向いていけるようなまちづくりというものが必要じゃないかと。

そうすると、このたび、昨日、防災の日を制定しましたよね。特に今、災害の復旧・復興をやりよるわけなんですけども、そういう中で、はいじゃあ防災を推進して、全町を挙げて防災を推進して、防災日本一のまちぐらいを目指そうじゃないかというようなこと、これは別に金かかるわけじゃないし、あるいは、今、コロナがあるんで、コロナに負けない健康づくりをしていこうと。そういうまちづくりをしていって、全町民、あるいは行政も含めた、議会も含めた形で、同じ方向を向いていくような、そういう何か宣言をしてほしいんですよ、この70周年で。それが100周年まで続いていけば、多分、日本一のまちになると思うんですよ。だからそういうもの、個々の施策はそれぞれその年、その年であると思うんじやけども、健康ウォーキングのまち宣言をしたり、町民憲章をやったりというようなことがあるんじやけども、今回は災害の関係もあるし、コロナの関係もあるし、防災推進のまち、健康推進のまちとして坂町を日本一にしようじゃないかというようなことをぜひお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほど答弁で申しましたけども、これからまた新たに新しいまちづくりの推進ということで宣言も検討するようにいたしております。今、御指摘をいただきましたことも含めて、皆さんに説得力が少しでも得られるような、そういう宣言も関係者の皆さんの御意見をいただきながら進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 7番出下 孝議員から「安心して住み続けられる災害に強いまちづくり」について質問願います。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） 「安心して住み続けられる災害に強いまちづくり」の件で質問いたします。

西日本豪雨から2年が経過しました。その惨禍の記憶と重なり合うような集中豪雨が、このたびは九州南部を襲いました。2年前の西日本豪雨と同じメカニズムで豪雨が発生し、土砂崩れや河川の氾濫を引き起こし、広域豪雨災害となりました。幸いにも広島県南部は甚大な被害を免れましたが、豪雨災害の激甚化が懸念されます。毎年繰り返される大雨や豪雨惨禍に住民は不安や恐怖を払拭することができません。住民の命や暮らしを守り、安心して住み続けられる災害に強いまちづくりは町の重大な責



務であります。

このことから、以下のことについて町当局の見解を伺います。

一つ、ハザードマップの危険地域や何度も被災した地域には新たに住もうとする人はいないでしょう。住民が安心して住み続けられる災害に強いまちづくりの将来像や実現への構想はどのように考えていますか。

二つ、強靱なまちづくりには膨大な時間と経費を要します。現在、坂町復旧・復興プランや坂町地域防災計画などが示されていますが、激甚化する豪雨災害への不安を払拭するには不十分です。坂町国土強靱化地域計画の策定が計画されていますが、どのような強靱な地域づくりを進めていこうと計画されているのですか。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「安心して住み続けられる災害に強いまちづくり」の件についてお答えをいたします。

近年、地震やゲリラ豪雨、土砂災害などの被害が全国的に頻発しており、本町は平成30年7月豪雨災害では町内の広い範囲で甚大な被害が発生をしました。現在、被災前より安全・安心なまちづくりを目指して、坂町復旧・復興プランに基づき各種施策を展開いたしております。

御質問1点目の、住民が安心して住み続けられる災害に強いまちづくりの将来像や実現への構想はどのように考えているかについてでございますが、災害に強いまちづくりの構想に向けて、国、県の協力をいただきながら、河川、道路、橋梁の復旧及び砂防堰堤等の整備を進めております。

防災対策では、土砂災害による被害を想定した土砂災害ハザードマップの配布、防災行政無線の屋外スピーカーの増設工事や戸別受信機の無償貸与を行っております。

また、災害時の早期避難につなげるため、河川状況をリアルタイムでスマートフォンやパソコンで画像を閲覧できるライブカメラの設置についても検討しているなどの情報伝達の強化を図り、ハード・ソフト両面において防災・減災対策に取り組み、住民が安心して住み続けられる災害に強いまちづくりを推進してまいります。

御質問2点目の、どのような強靱な地域づくりを進めていこうと計画されているかについてでございますが、国土強靱化基本法に基づき策定する坂町国土強靱化地域計画については、坂町の基本方針である第5次長期総合計画及び坂町復旧・復興プラン

と整合性を図りながら、河川、道路、砂防堰堤等公共土木工事のインフラの強靱化に関する施策のみならず、災害を風化させない取組や防災教育などの人づくりを含む総合的な計画といたしております。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 今回、私は危険な箇所を国や県の採択基準外も網羅して、そして対策を取って、危険率を下げると。そして、安心・安全率を増やすことが、住民が災害への不安、恐怖を払拭したいとの思いに通ずることから質問しております。

しかし、小屋浦の現状を見ますと、ハザードマップを見てください、ハザードマップを見て行動してくださいということがテレビとかいろいろなところで言われております。小屋浦の土砂災害のハザードマップ、それと南海トラフ地震を想定した津波のハザードマップ、これを重ね合わせますと、小屋浦で安全な地域というのはごくごく限られた地域しかありません。住民が安心して住み続けられる災害に強いまちづくりの将来像も、これでは描くことができない状態です。

また、坂町の復旧・復興プラン、これも全てのそういった災害の復興を目指すとか、創造的な復興を目指すとか、災害前より安全・安心なまちを目指すとか、そういうスローガンであって、スローガンだけでは住民は将来像は描けない。

また、坂町地域防災計画がありますが、これの第2章に災害実施地域（箇所）を指定し、周知に関する計画というのが項目があります。この中には、町長は法令による指定のもの、国の関係省庁の通知による指定のもののほか、町民の生命、身体、財産に、危険があると認められる地域（箇所）についても指定しというようになっております。しかし、現実にそういうものは存在しておりません。

このようにスローガンとかそういうだけでは具体的なものが示されない限り、町民は満足できませんし、安心し、恐怖を払拭することはできません。そこで、坂町国土強靱化計画の策定を大いに期待しておるわけでございます。

この中で、内容がよく分かりませんが、要望したいことがあります。それは五つありまして、一つが、国や県、そういった採択基準に適合しない領域も含めて、日常の暮らしのそばに潜む危険な箇所も含めて指定していただきたいと。それも具体的に具体策を指示して、織り込んで、そして優先順位を決めて対策計画をつくっていただきたいと。これは毎年度進捗がフォローできるように、あるいは公表できるように、例

えば、現在、町が発行しております坂町災害復旧・復興ニュース、これなんかは非常に具体的に指示されてあって、これを見ると、順調にいったるんか、あるいは安全性がこれで確保できるなというのが見えますんで、そういったようなものをこの強靱化計画の中に織り込んでいただきたいと同時に、先ほど言いましたように、これにはハード面はお金がかかります。そういうことから、第5次の長期計画とリンクさせて、計画的に工事を進め、予算もつけて進捗できるように、要は見える化ですね、町民に進捗が見えるというようにしていただければ、町民も安心、恐怖、そういった払拭が可能となると考えております。町の見解をお伺いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時30分）

（再開 午前11時31分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 今のあれ、もう一回、言ってください。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） 坂町国土強靱化地域計画の中に次の項目を織り込んでいただきますように、一つが、国や県が採択基準に適合しとるところはやってもらっておりますが、適合しない地域も含めて、そして、日常の暮らしのそばに潜む危険箇所、こういったものも網羅して、それを具体的な箇所を示して、そして優先順位を決めて計画の中へ織り込み、毎年度、進捗がフォローできるように、また、公表できるようなものにしていただきたいと。

最後は、やはりお金がかかりますんで、これは計画的に進めないといけません。そういうことから、第5次長期計画とリンクさせたものにしていただきたいということです。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

国土強靱化計画でございますけども、国土強靱化の計画につきましては、あまり具体的なことは示す計画を考えてはおりません。主に、先ほど町長の答弁がございまし

たけども、今、復旧・復興プランに基づいた計画は、当然、そういう形のものは入れていくんですけども、それとまたいろんな担当部署で関係することもございまして、そこらを大きく捉えた計画を考えております。

毎年の進捗状況ということなんですが、この国土強靱化計画の中には、何年かに見直しはかけにゃいけんとは思いますが、毎年、毎年、じゃあこの計画に合ったことを計画として出すことは考えておらんのですけども、他の、例えば坂町広報なんかでどこが直りましたとか、また、今、ハザードマップ一度送ってますけども、堰堤等できましたら、また変わるようなことがありましたら、皆様にも示していきたいと考えております。

そして、先ほどの坂町の長期総合計画なんですが、それと当然整合性を取りながらつくっていく計画といたしております。

また、最終的につくるに当たりまして、検討委員会を設置して作成をしたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） この国土強靱化計画というのは、2021年度の予算編成の指針で俗に言う骨太方針で国が強靱化は国の重大な責務であると明記しております。そして、災害から国民の命と暮らしを守ることは国の重大な責務であると同時に、国土強靱化を進めて、具体的に踏み込むよう求めております。そして、多額の歳出につながることも懸念して、国のほうではそういうことをやっております。

ちなみに、国土強靱化計画じゃないんですが、土砂法というのがありますね。土砂法の中にも、やはりこのたび土砂法が追加改正されまして、被災箇所を見直して追加してくださいという新しい指針が追加になっております。そういったことを考えても、こういう要項をぜひ入れてもらいたいと思います。いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

そういった土砂法とかもほかの法律もあるんですが、そこらも関係部署にこの強靱化計画をつくるときにどういったものが該当しますかという形で皆さんと連携を取って作成していく予定にしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） この坂町国土強靱化地域計画にこだわるわけじゃないんですが、そういったものを別につくってもらっても、先ほども言いましたが、坂町災害復旧・復興ニュースというのが、皆、注目をして見ておりまして、よう分かるというような評判の声も聞いておりますんで、この地域計画、これにこだわることはありませんが、とにかくこういう見える化を図っていただきたいと思うんです。いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

災害復旧・復興ニュース、いろいろ皆さんに御好評いただきまして誠にありがとうございます。この手法も、今の復旧・復興状況を皆様にお知らせするための一つの手段として、議員の皆様からもいろいろな御指摘や、住民の方からもいただいて始めたものでございます。

また、こういった形がこのたびの強靱化計画もそうでございますけども、ほかのものでもし活用できるのがあれば、私としまして、町の中でそういったことを検討いたしまして、また皆様のほうにお示しできればというふうに考えておりますんで、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 8番瀧野純敏議員から「災害後の町道浜田中洲線の道路状況を聞く」について質問願います。

瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 「災害後の町道浜田中洲線の道路状況を聞く」の件で質問をいたします。

この地区は、平成30年7月豪雨災害で人命も失い、多くの家屋も失いました。現在は地域の皆さんの努力と協力により、家屋の再建と町の骨格が見えてきました。

しかし、主要道路である町道・県道事業の遅れが地区の復旧・復興に支障を来しているのではないかと。災害の復旧工事が第一と考えるが、坂地区まちづくり協議会から提案されているまちづくり方針でも、町道浜田中洲線は強化路線と位置づけられており、また、総頭川恵美須橋の拡幅も以前から都市防災総合推進事業で調査設計もできているはず。町道浜田中洲線や横浜第2踏切の拡幅事業も早急に考えられないか、町当局に聞く。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「災害後の町道浜田中洲線の道路状況を聞く」についてお答えをいたします。

町道浜田中洲線につきましては、坂地区の住民福祉協議会等から提案された坂地区まちづくり方針において現道強化路線として位置づけられており、平成29年度より都市防災総合推進事業として事業化をし、恵美須橋拡幅の調査設計等を進め、その後、平成30年7月の豪雨災害を受けまして、道路や河川の災害復旧工事を最優先に取り組んでいる状況でございます。

御質問にあります浜田中洲線の早期拡幅についてでございますが、恵美須橋の拡幅事業につきましては、本年度下半期において姫宮神社の仮移転、橋梁拡幅のための仮設ヤードの設置等が行えるよう、現在、河川管理者であります広島県との協議を進めております。

また、県道予定地から坂駅にかけて昨年度用地買収を行った約85メートルの区間につきましては、排水路工事や舗装工事等の道路拡幅工事を年内の完成を目途に行います。

次に、横浜第2踏切の拡幅についてでございますが、県道坂小屋浦線の高架橋がまだできていない現状では、総頭川西踏切への交通の集中を回避する形で、横浜第2踏切を利用されている方も多数いるということは認識をいたしております。

しかし、現状の踏切の拡幅については、列車と車両、歩行者等との重大事故につながるため、困難なものであると考えており、一日でも早く県道坂小屋浦線の高架橋が完成するよう県に働きかけてまいります。

今後とも御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 私はこの問題は29年の6月の定例会で一遍出したんですね。そのときには、町長からもここは何ができるか、道路は狭い、住宅の移転などの問題があって、ましてや山があるから、これには困難でどうにもならんということを聞いたんです。それが、このたび、こうやって災害になって、この道路が、ましてやここでは、私も先ほど言ったように、一人の方が亡くなられとるんですよ。その地区を早くに道路復旧、確かにあちこちあります。でも坂本郷地区の中では、これと総頭川線もまだ依然としてできてない状態なんですね。そうでしょ。そりゃ町長が今朝も5

時過ぎからずっと歩かれましたよね。そして回っております。それは本当に敬意をいたします。ですが、見てみて、見るだけじゃいけないのですよ。早くにこれをやっつかんと、ここは浜田線全部通つとるんですよね。だから、そういうことが本当にできるのか、それをひとつ聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

町長の御答弁の中にもございましたけども、まずは平成30年の7月豪雨災害を受けてから、災害復旧・復興のほうに最優先として取り組んでおる状況です。それは議員が先ほどもおっしゃられました、坂で言えば総頭川1号線がこれにまず該当してまいります。そして、その中でも、先ほど町長の御答弁にもございましたが、まず、恵美須橋の拡幅につきまして、今、県との協議も進めており、また、昨年度までに用地を買収してまいりましたところにつきましても、年内の工事の完成を目指して、今、進めているところでございまして、こちらのほうを実行して実現してまいりたいというふうに考えておるところでございまして。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 確かに、今、課長が言うのが正解でしょう。ですが、まずこの中で恵美須橋の拡幅、これも前々回、このときも話したんですね。それから災害があった去年もした。3月にも私はしてます。ですが、この移転すら、確かに課長が書くのか誰が書くのか知らんけど、私ももらっております。このたびの県道の県道だよりの中にも道路の写真を載せとる。確かにそれは載せてくれることはいいんじゃないけど、いいところだけ載せて、悪いところは載せてないでしょ。だったら、本当にこの恵美須橋が、これができれば、今の総頭川の復興に対しても、復旧に対しても随分いいんですよ。だから下半期までにはやりますと言つとるから、本当にできるかも、その辺をひとつ聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

下半期に工事が発注できるように、恵美須橋の拡幅に関しましては、今、準備を進めとるところでございまして。

昨年度までに用地を買収させていただきました約85メートルの区間については、

年内の完成を目途に工事のほうを完成させたいということでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員さん、もっとマイクに寄ってください。

瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） まず、この道路を整備せにゃ、県道のほうにも支障が出ると思うんですよね。そうでしょ。そうは言っても、県道は5年や10年でできるわけじゃないんじゃないけど、この道路を利用する世帯数、6か所ね、中村、西側、下の方、浜宮まで入れて、約2,200世帯あるんですよ。それから人員にしたら何人かいうたら、これだけで5,200人おるんですよ。そしたら本当に重要路線なんですよ。そうでしょ。それなのに、いまだにそれがああじゃこうじゃいいながら遅れて、やります、やりますいうて、予算も土木の予算にしてもそのとおり。何より先にやってきて、それによって、後、ほかへ行くんなら分かるけど、そうでしょ。それと、この道路、一番分かるのは、3.8メートルが2か所、3.7メートルが1か所、電柱のところ。今度、電柱ものけるでしょう。それから、次の、今、新しい道路ができとる。新しい道路も全部舗装されとるんですよ、家が建つところは。だけど、買収した、坂町が持つとる土地は砂利でしょ。なぜ早く電柱のけてやらんか。何ぼ広くても、通勤客は砂利のところは通らんのですよ。どうしても道路を通るんです。だからこれこそ早急に早急にいうのは、この辺を早急にやらにゃ、どうにも何かその今の砂利のところ、でも県道だよりにしとる写真は、駅から豊田のほうから撮とる。ここはきれいなんです。あの3.7、まずはね、その辺をどうするか、それをひとつ聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

町のまず工事の関係につきましては、何を先に行うのかということがございましたけども、やはりこれは先ほどからもお答えしておりますように、災害復旧のほうから最優先で取り組んでいるところでございます。

また、電柱の話も少しございましたけども、今日、移設をお願いして、明日、どくようなものではございませんので、そこら辺りの電柱の移設先もにらんだ事案があるということをご理解いただけたらというふうに思います。

舗装に関しましても、そういったいわゆる電柱でありますとか、あそこには水路が



ございますけども、水路も前後を見ながら移設する必要がございます。そういったところを勘案しながら、工事の手はずを考えているということを御理解いただけたらと思います。

また、幅員が狭い箇所が何点かございます。確かにございます。しかし、道路というものは線で結ぶものでございます。こういったことから、一定の事業効果を出すためにも、ある程度、まとまった区間をもって工事発注をしたりしているといったような次第でございます。その過程の中で、飛び地でちょっと御協力をいただいた箇所もございます。そういったところについては、できる限り早期の舗装等を行って、ちょっと舗装的にはその部分だけになるんで暫定的なものにはなりますが、せっかく御協力いただいた方に対しても、早期に期待に応えられるようなことで、そういった部分を舗装しているといったことも御理解いただけたらというふうに思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 次は横浜踏切の第2踏切なんですけど、これもやはり、今、先ほど町長が言われたように、あの道路は僕の考えでは坂駅までを先にやっておけば、被災者の町民の方にも安心されるしなんですけど、この道路も、今、上条線を回れいうても、上条の上が駄目ということになれば、今、相当数があの踏切を使いよるんですよ。ただ、呉に行く人は、あの側道を通って植田のバイパスへ出るからいいんじゃないけど、やはりこれも、先ほどこれはできません言いよるけど、今の時期は坂町駅までをやっというて、これもやはりいつかはやらにゃいけん状態じゃないか。確かに県道ができりゃ、前回のときも、29年度も県道ができたなら緩和されます。その県道ができんから言いよるんですから、この計画する予定があるのか、それだけ聞かせてください。

議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

29年のときの御答弁の中にもありましたけども、横浜踏切の第2踏切の拡幅につきましては、いろいろな国道31号でありますとか、広島呉道路、それから地下道もございます。そういった諸条件の中で今の形になっているというふうに理解しております。

また、町長の御答弁の中にありましたように、踏切の拡幅ということになりますと、車両と車両とがそういった列車との接触事故の要因にもなりかねないということで、

困難であるというふうに認識しております。

今現在としましては、高架橋の完成を急いであるということで対応するものというふうに考えており、今の横浜第2踏切の拡幅については計画考えてはございません。以上です。

○議長（川本英輔議員） 午前中の会議はこの程度にとどめます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は午後1時とさせていただきます。

（休憩 午前11時52分）

（再開 午後1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 2番安竹 正議員から「北新地へJR新駅設置を」について質問願います。

安竹議員。

○2番（安竹 正議員） 「北新地へJR新駅設置を」の件についてお伺いいたします。

北新地地区において、以前にもJR新駅設置を要望されたと聞いております。災害公営住宅の整備も終わり、人口が増えてきております。また、坂町は夜間より昼間の人口のほうが多く、北新地地区は特にスポーツ施設、町営住宅、分譲マンション、スーパー、金融機関、病院、流通団地、近くには高等学校があります。何年か前と違って、現在は一段と人の往来が多くなってきております。

したがって、多くの北新地住民のみならず、小屋浦、水尻住民からもJR新駅設置を望まれております。町の繁栄、人口増につながると思われます。ぜひ再考してはどうか、町長の御意見をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「北新地へJR新駅設置を」の件についてお答えをいたします。

現在、坂町にはJR坂駅、水尻駅、小屋浦駅の3駅があり、通勤や通学等、多くの方々に利用されております。

「北新地へJR新駅設置を」についてでございますが、北新地地区は坂駅と矢野駅のほぼ中間点に位置しており、東部流通業務団地、済生会広島病院、フジグラン安芸、

県立安芸南高等学校などの施設が集積した地区となっております。

新駅を設置する際には、列車の運転手からホームに対し見通し距離を確保することや、安全面から必要とされるホームの面積や構造に一定のルールがあるため、北新地地区の施設が集積する付近ではトンネルがあることや山が迫っていることから、駅の設置に関し制約を受けることとなります。

仮に現状の機能を損なわない直線部分の線路を活用した場合、新駅は坂駅から約1キロメートルあたりとなり、北新地地区から離れることから、新駅設置の効果は薄れるものと考えられます。

さらに、管理運営におきましても、鉄道事業法により新駅設置の認可は黒字が前提であり、管理運営経費を賄うだけの利用者の確保が必要となります。

併せて、新駅設置の建設事業費は基本的に地元負担であり、新駅周辺の整備費等を含めると、かなり高額なものになると見込まれます。

このように、新駅設置に関しては事業費のみならず、運行の安全性の観点から設置場所や構造等、地形的、技術的な課題に加え、利用者数など、新駅設置の際の条件が非常に厳しく、現状では難しいと考えております。

町といたしましては、昨年度策定した坂町地域公共交通網形成計画に基づき、JRを都市間連携軸と位置づけ、循環バスを運行することで、各地区から坂駅までの連絡性の向上、都市拠点である平成ヶ浜地区と北新地地区の連絡強化等を行い、安心な暮らしを守るとともに、にぎわいづくりに貢献する持続可能な地域公共交通を目指して努力してまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） 今、町長の御答弁をいただきました。これは以前にも議員が質問されたときの答弁とほとんど変わりはないと感じております。ですが、これはあくまでも町側としては何か新駅を設置が難しいという、そういう面ばかりが挙げられて、新駅を設置するにはどういうふうに必要な条件が挙げられるのかというようなことが考えられてないような気がいたします。

そこで、どうしても町が新駅を設置するんだという意気込みがないと、JRさんとしても新駅を設置しようというシミュレーションをなかなか出してもらえないと思うんです。ですから、町長、どうしても町がここににぎわいの町をつくるのであれば、

町が意気込みを見せて、ＪＲと交渉いただけないと前に進まないと思うんで、そのところを町長の御意見、御感想をちょっとお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） この新駅を設置する云々につきましては、これまでも、二度、ＪＲとも協議をした経緯がございます。一度目は平成たしか１０年頃だったと思います。坂駅の橋上化、それから水尻駅の新駅設置、小屋浦駅の改築、この折にもそういう話をさせてもらった経緯がございますし、その後も、一度、経済が非常に活性化した時期に、北新地の企業等にも相談をしたことがあります。それは幾らかの財源を捻出してもらえないかというようなこと、あるいはまた、済生会さんにもそういう話をしたような記憶がございますけれども、そういう中でいろいろ検討しながら来たわけがございますけれども、先ほど答弁を申し上げたとおり、ＪＲさんとの協議に入りますと、やはりいろいろな高いハードルがございます、それをクリアしないとなかなか難しいというような現状でございます。二度ほどそういうふうなことで協議をした経緯がございます。

それとまた、ＪＲとの事務的な協議につきましては、後ほど担当課のほうから答弁をさせたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 西谷都市計画課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） 引き続き、お答えいたします。

まず、新駅設置につきましては、協議の内容といたしまして、まず、新駅設置の必要性について課題があると考えられます。

また、新駅設置への課題といたしましては、物理的に駅の設置が可能な場所であるのか、また、駅と駅の間隔が適当であるかということなんですね。坂駅と矢野駅の間は２．６キロというところで、先日もちょっとＪＲさんのほうにお話を伺いましたら、片方１．３キロから１キロの間で一駅設けるのはやはり相当厳しいものがあるのではないかというところは伺っております。

また、あとダイヤ編成などの輸送計画に支障がないことというところがございます。片側のホームにまず安価にあげようと思ってした場合には、呉線の輸送能力の低下が懸念されております。さらに１分、２分ほど時間がおくれるというところで、そちらのサービス面の低下にもつながるというところがまずあります。

さらに、駅を設置した場合に、そちらの駅単体での収支の採算が取れるかというところ

ころになっております。北新地地区で、今後、宅地造成や土地区画の整理、また、大幅な埋立事業があつて、何千人、何万人という人が増えるということであれば、理論上可能かもしれませんが、現状、今、矢野駅と坂駅の方が新駅を設置した場合にこちらのほうで降りるといふところになりまして、人数の増加が見込まれないといふところになりますので、なかなか難しい面があるといふふうには伺つております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） 今、御答弁いただきました。そのとおりだと思つております、私も。ですが、これは北新地の繁栄、今、工業団地とか、そういった、さつきも申し上げましたように、いろんな施設があつて、人口も増えております。夜の人口よりも昼間の人口のほうが多くなつておる北新地地区でありますので、そういった無理なことを言うわけじゃなくて、ぜひとも町がどうしても本気になつて新駅設置をJRのほうに申し入れて、シミュレーションをもう一度してみてもらつて、それでも無理だということになれば、私も諦めます。町民も諦めると思ふんですが、これからの、それこそ70周年、100周年に向けて、今の町長さんがこういう駅をつくつたんだといふ証拠をつくりたいと私も思つておりました、私も行政のほうにはぜひとも協力させていただいて、JRさんとのお話もちょっと聞かせていただいたら、先ほど西谷課長が答弁されたことをよく言われました。これはどうしても町の熱意が必要だなと感じまして、ぜひとも熱意を持って、もう一度、JRさんとのシミュレーションをしてみたいと思つておりました。御答弁をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 西谷課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） シミュレーションをしてみたいといふところでございますが、平成28年にそういった具体的な協議をした結果、新駅設置につきましては、そのときの話では十数億円費用がかかる。さらには地元負担が全てであるといふところを伺つております。まず、その費用対効果といふところも測りかねるんですけれども、町といたしましては、まず新駅設置で北新地を繁栄させるのではなく、まず復旧・復興の事業を完了した後に、またそれにおいて人口が増加した後に、各地域においてできるだけ広範囲に繁栄が広がるような方策を取つてみたいと思つておりますので、3年前に取つた十数億円というコストのところは今のところ変わらないと思つておりますので、また数年後、様子が変わりましたら、こちらのほうも考えてまいりたいと思つておりました。

す。よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） 今、答弁にありました新駅設置で十数億円という数字が出てまいりました。この十数億円というのは擦れ違いのホームをつくるということになると、それぐらいはかかるだろうと私も想像するんですが、通過駅として単線であってホームをつくるだけなら、恐らく1億円もかからないんじゃないかなと思っております。ですから、単線ホームで申し入れて、それでどうしても無理だということであれば、諦めざるを得ないと思うんですが、今すぐじゃなくても、何年か先で、坂町100年に向けてぜひともこの新駅設置を頭の中に置いといていただいで、よろしく願いいたします。最後の質問とさせていただきます。町長、よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、担当課長が申しましたとおりでありますけども、私といたしましても、二度、これまでも多くの関係者の皆さんのそういう要望を受けまして、JRさんとは協議を私が出向いてした経緯もございます。常に新駅設置ということは念頭には置いておるつもりでございますが、今はいろいろ1億円とか2億円とか十数億円とかいうような数字が出てくるわけでございますけども、今は災害の復旧・復興、これを成し遂げるために、やはり必要な財源を投入していかなければならないというふうにも思っております。先ほど午前中の質問でも申し上げましたけれども、やはり道路の新設も小屋浦、横浜、坂、あるいは水尻、植田、この地域にも均衡ある発展を図るために、新たな道路も建設をしていきたいというふうなことも考えております。そのことがやはり町民全体のソフト、幸せに民生の安定につながってくるんだというふうな思いを持っておりますので、まずはそこを積極的に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、ひとつよろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 1番尾崎 光議員から「国民健康保険税の負担軽減について」質問願います。

尾崎議員。

○1番（尾崎 光議員） 「国民健康保険税の負担軽減について」伺います。

高過ぎる国保税を引き下げてほしいと切実な声が寄せられています。国民健康保険は憲法第25条に基づき、住民の命と健康を守る社会保障制度です。近年の保険税の高騰は命と健康を守るどころか、町民の生活を圧迫し、苦しめるという状況になって

いる。国保税の負担軽減策について、町当局の考えを問います。

- 1、現在の国保の被保険者数、滞納世帯数は。
- 2、これまでの町独自の支援策は。
- 3、さらなる施策の計画は。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「国民健康保険税の負担軽減について」お答えをいたします。

国民健康保険は、昭和36年に相互扶助の理念に基づき、保険税と公費で運営される市町村国民健康保険の創設により確立されました。

しかし、半世紀が経過する中、少子高齢化により被保険者の年齢構成が高くなるとともに、高度医療の普及などにより医療水準が高まり、保険給付費が急増する一方で、費用を負担する者の所得水準が低いことから財政基盤が弱く、多額の穴埋めを法定外の一般会計の繰入れによって行わざるを得ないことなど、財政上の構造的問題があり、市町村のみでの運営が困難となってまいりました。

こうしたことから、国は平成27年5月に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律を成立し、広島県では平成30年4月から県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、事業運営の中心的な役割を担っております。

御質問1点目の、現在の国保の被保険者数及び滞納世帯数につきましては、令和2年7月末現在、被保険者数は2,378人、国民健康保険税の滞納世帯数は203世帯でございます。

御質問2点目の、国保税の負担軽減に係る町独自の施策につきましては、現行も国の施策により、低所得者に対する保険税の軽減施策として2割、5割、7割の軽減策が行われております。

また、平成30年度からの県単位化により、広島県では広島県国民健康保険運営方針に基づき運営を行い、県内市町の保険料及び保険税の統一を目指していることから、本町のみが独自で保険税の負担軽減策を講じることはできない仕組みとなっております。

御質問3点目の、さらなる施策の計画につきましても同様でございます。

今後も広島県国民健康保険運営方針に基づき、保険税の収納率の向上、医療費の適

正化、保健事業を推進し、事業を運営してまいります。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 尾崎議員。

○1番（尾崎 光議員） 国保税を滞納すると、短期保険証、これが約半年間ぐらいですかね、その後、資格証明書というのが発行されます。資格証明書の発行は、これは病院にかかると10割本人が負担するという保険証ですけども、坂町においては、この短期保険証、資格証明書の発行状況についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

本町におけます短期被保険者証、資格者証の発行状況についてということでございます。これは平成30年の県単位化に伴いまして、平成30年7月に保険証が一斉更新をされました。それまでは確かに短期被保険者証等の発行をいたしておりましたが、現在、この短期被保険者証及び資格者証の発行はいたしておりません。この状況につきましては、平成30年7月豪雨災害がございました。やはりこれによって医療にかからなければならない方もいらっしゃいます。さらに資格者証をお出しするということは、窓口で10割の負担になるということで、さらにこのたびのコロナの関係でも医療にかかるとい状況が多く見られると思います。そういったことから、この被保険者証、短期保険者証、資格者証については、滞納をしているだけではなく、特別な事情がないのに滞納している方に交付するものであり、現在、結論といたしましては、本町においてこの証明書を出している世帯はございません。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 尾崎議員。

○1番（尾崎 光議員） 次に伺います。

コロナの対策で昨年の収入が3割以上減少した世帯に国保税の減免制度が設けられておりますけども、坂町の状況について、この申請があったかどうかも含めてお聞かせをください。

○議長（川本英輔議員） 松谷税務住民課長。

○税務住民課長（松谷展裕君） お答えいたします。

新型コロナウイルスに関する減免措置につきましては、令和2年4月7日に閣議決定されました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策におきまして、感染症の影響に



より一定程度収入が減った方々に対して、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限の国民健康保険税を対象に減免を行うことが決定され、坂町におきましても、関連する条例を6月議会にて皆様に認めてもらえたところでございます。

現在、11件の減免申請を受理しており、金額に直しますと、218万9,800円でございます。

なお、減免措置を行った額につきましては、全額を国が交付することとなっております。

また、周知につきましても、広報さか、ホームページに掲載するとともに、納付書にお知らせ分を同封して周知を行っておるところでございます。

引き続き、町民の方々からの問合せに対して丁寧に対応をしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 尾崎議員。

○1番（尾崎 光議員） よく分かりました。

次に、国保税には均等割という制度があります。これは民間企業などの健康保険では子供が何人いても保険料は増えないんですけども、この均等割によって、子供が一人増えるごとに保険料が上がります。坂町の場合は3万6,820円だと思うんですが、子供さんが3人いれば、年間10万円以上超えます。私はこの均等割制度、特に子供に対する減免について訴えたいと思います。というのは、福山市では中学生までの子供さんに対しては、この減免制度は免除されています。そういう点で、坂町はこういう減免措置をする考えがあるかどうかいうのを伺いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 松谷課長。

○税務住民課長（松谷展裕君） お答えいたします。

均等割につきましては、まず、国民健康保険税の仕組み、構成につきまして申し上げます。

国民健康保険税につきましては、医療分、後期支援分、介護分、それぞれの所得割、均等割額、平等割額の率、額が定められており、それぞれに計算した金額の合計額が国民健康保険税額となっております。

税の構成が例えば均等割を少ない率、額にいたしましたら、他の平等割や所得割の率を上げなければならないことになっておると思っております。

また、それを一般会計などの法定外の公費を投入いたしますと、国保財政から見ま

すと、保険税が安く済んでいいと感じるところもございしますが、結局は税金からの穴埋めとなりますので、国保加入者以外の方々が多分の負担をすることとなり、本来は好ましくないと考えております。

現在、広島県が中心となりまして、今後の国民健康保険の運営について見直しや統一を検討しておるところでございしますので、現状の軽減制度の中で運営を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 尾崎議員。

○1番（尾崎 光議員） この均等割の減免については、各自治体でも減免制度をしている自治体があります。まだ数は少ないんですけども、どういう形で減免制度、これは子供のやっぱり親御さんの負担を軽減するというでそういう制度を取ってると思うんですけども、ぜひそういった実態も研究されて、ぜひ前向きにお願いしたいと思います。

最後に、町長にお尋ねしますが、この国保税が高いというのは、その大きな理由としては、国の国庫支出金が、当初、1984年は国庫支出率が49.8%で、現在は24.3%にまで減らされております。全国知事会は2014年に国による公費の投入1兆円を国に対して要求をしています。併せて、市長会も同じような決議をされております。ぜひ1兆円の公費投入が実現すれば、今の国保税も約半額近くまで減らすことができます。そういう点で、町長としても国に対して何回も働きかけはされてると思うんですけども、改めてこの公費投入ということを訴えていただきたいというふうに思います。その点でのお考えを伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） この国保の運営につきましては、都道府県単一化という折にも、これを単一化として運営していくためには、それなりの財源が必要だということで声高々に政府のほうには町村会としても要望をしてきております。

また、今、議員がおっしゃったことにつきましても、知事会、市長会、町村会でも同様の趣旨の要望は常にしておるといふふうに認識をいたしておりますので、引き続き、そういう面で国への要望はしてまいりたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 10番中 雅洋議員から「平成30年豪雨災害後の財政への影響について何う」について質問願います。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） 「平成30年7月豪雨災害後の財政への影響について」伺います。

一昨年の豪雨災害後、坂町復旧・復興プランを策定し、災害公営住宅の整備など、着実な災害復旧・復興に取り組んできているものと考えております。

発災直後から応急復旧などの補正予算を編成し、順次、復興に向けた事業を行っておりますが、これらの事業費は多額であり、本町財政への影響が懸念されております。

そうした中、令和元年度末には突発的なコロナ感染症が発生し、町内各方面への影響も懸念されております。

そこで、以下内容に対し町当局の財政状況について伺います。

1、本年度までの災害関連の経費とその財源内訳はどうなっているか。

2、本町の自主財源は、令和2年度当初予算では28億5,000万円（45.4%）とありましたが、町税や使用料等の減額も見込まれ、最終的にはどの程度になるのか。

3、災害直後の対応として多額の財政調整基金を取り崩してきましたが、今後、この基金はどう推移していく見込みなのか。

4、多額の地方債の借入れを行っているが、この償還が財政を圧迫するなどして、他の事業に影響を及ぼすことはないのか。

5、令和元年度の公債費比率などの財政指標を踏まえ、今後、これらの指標はどのように推移していく見込みなのか。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「平成30年7月豪雨災害後の財政への影響について伺う」の件につきましてお答えをいたします。

本町は平成30年7月豪雨により、町内各地で大規模な土砂災害や浸水被害が発生し、人的被害や物的損害など、想像を絶する甚大な被害を受けました。

現在、本町では平成30年7月豪雨災害坂町復旧・復興プランに基づき、国、県など関係機関の御尽力と御支援をいただきながら、被災者の生活再建や被災した河川、道路を初めとする公共土木施設の災害復旧工事、砂防堰堤の整備など、地域住民の方々が安心して住み続けることができるよう、様々な施策を実施をしています。

御質問1点目の、本年度までの災害関連の経費とその財源内訳はどうなっているの

かにつきましては、9月補正予算後の災害関連の事業費が約101億1千万円で、その財源内訳は、国費、県費合わせまして約59億2千万円、町債が約30億1千万円、特別交付税が約6億4千万円、災害支援金等その他の財源が約4億8千万円、一般財源が約6千万円となっております。

御質問2点目の、自主財源は当初予算では28億5千万円とあったが、最終的にはどの程度になるのかにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による税収や施設使用料の減収が最終的にどの程度になるのか不確定であり、現時点では不明でございます。

御質問3点目の、今後の財政調整基金の推移についてでございますが、9月補正予算後の財政調整基金の残高見込みは約24億8千万円となります。災害関連で取り崩した財政調整基金につきましては、今回、施越事業分の国費と町債を補正計上したことにより、被災前と同程度の基金残高となっております。

しかしながら、今後、災害関連の町債の元利償還が本格化することから、財政調整基金での対応が必要となってくると見込んでおります。

御質問4点目の、地方債の償還が財政を圧迫するなどして他の事業に影響を及ぼすことはないのかにつきましては、町債の償還額の推計を見ますと、普通交付税への措置分及び財政調整基金での対応が可能と考えており、他の事業に大きな影響を及ぼすことはない見込んでおります。

御質問5点目の、令和元年度公債費比率などの財政指標を踏まえ、今後、これらの指標はどのように推移していく見込みなのかにつきましては、令和元年度の公債費比率は2%となっておりますが、災害関連の町債の元利償還金が最大値となる令和6年度から令和10年度の公債費比率につきましては3.4%程度を見込んでおります。

また、その他の指標で実質公債費比率につきましては、令和元年度の実質公債費比率は3.6%となっておりますが、令和6年度から令和10年度の実質公債費比率につきましては4.1%程度を見込んでおります。

その他、将来負担比率につきましては、令和元年度はマイナス84.3%ですが、災害関連の町債は既に将来負担額に算入されており、今後、町債の償還が進むにつれ将来負担額が減少し、指標は上向くものと見込んでおります。

本町を取り巻く財政状況は、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興に多額の経費を要し、また、災害関連の町債残高が約30億円ある状況にあることから、今後も

財政負担の平準化を図るなど計画的な財政運営を行ってまいります。

先人のたゆまぬ努力により発展してきた坂町を次世代に引き継ぐため、被災前よりも安全で安心な町とすべく、町民の皆様とともに「がんばろう坂町」を合言葉に、一日も早く元の生活を取り戻すことができ、将来に向け町民が希望を抱けるよう全身全霊で邁進をしてまいります。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 災害関連の事業費101億円、ぱらぱらその情報入ってあったんですが、結構かかったもんだなという感じです。

その中で、まだちょっとお聞きしたいのは、一点、国の直轄事業、県の直轄事業、多分、これはここの中に入ってないんだと思うんですが、この辺の坂町に関連したところで、その直轄事業が何件くらいあって、国、県と、金額的にも分かれば、その辺をお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

国の直轄事業につきましては、事業費がちょっとどれくらいかというのは図りかねますけども、こちらのほうには町のほうからの支出のほうはないというふうに認識しております。

また、県の事業につきましても、災害に関連しております砂防事業と急傾斜事業がございますが、砂防事業につきましては、こちらのほうも町に関する負担はないというふうに認識しております。

県のほうにつきましては、4件の急傾斜事業がございますが、こちらのほうに金額のほうはちょっとはっきり記憶がないんですけども、幾分か負担のほうがあったというのは記憶しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 別途、ちょっと直轄事業の件数、金額、この辺が分かれば、また提示してもらいたいと思います。

2点目なんですけど、町債で30億円、6億円入るとるから24億円ぐらいが坂町が負担したような形になるのかな。以前、6億円とかいうような、スタート時点であっ

たから、その辺からどうももうちょっと増えよるなと思うんですが、町債30億円、この中でも、後ろのほうへありましたが、要は普通交付税措置される臨時財政対策債という表現がないから、その辺との兼ね合い、この30億円に対して、実際に国からまたそういった地方交付税で対応してくれるのがどれくらいあるのかなと思うんですが、その辺はいかがですか、お聞きします。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

災害関連で、先ほど申しましたように、町債で約30億1千万円ございます。その金額に対して、後年度、普通交付税に措置されるであろう金額でございますけども、約27億2,600万円程度を試算しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 27億円、すごい金額がちゃんと入ればすごいですね。しっかりフォローしてください。

3点目ですが、今、坂町、災害発災前に結構な基金がありました。金額がいろいろ出とるんですが、要は基金があったことによって、この災害対応に対してよりよそより早く対応できたとか、そういったメリットがあったんじゃないかなとは思いますが、その辺をちょっと、例えば災害公営住宅でも呉市あたりよりは早くできてますし、その辺が基金があるがために建て替えるというんですかね、そういう対応もできたりして、ちょっと有利なかつたんですよというのもちよっとお聞きしたいんですが、宣伝がてらに、ちゃんとどういう状況であったんか、それをお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 車地課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

確かに財政調整基金から災害発災直後、かなりの額を繰り入れました。ただ、その額があったからといって、呉市より先に災害公営住宅ができたのではないかとは思いますが。基金があったから、すぐその基金を充てて、先に国からのお金を待たずして、一旦、財政調整基金を充当して事業を進めていきましたというようなこともあろうかと思えます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時46分）

（再開 午後 1時46分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村政愛君） 付け加えてお答えを申し上げます。

発災してすぐに災害対応ということになります。それにつきましては、予算を編成した上で事業執行ということになります。思い切ったという言い方はともかく、迅速に必要な額を予算編成するために、国費が補助採択される、されないを待っておるわけにはいきません。したがって、予算を編成する上で、一旦ありました財政調整基金で予算を編成し、工事に取りかかると。その後、国費の対応で、後々に国庫補助が入ってくるというふうな予算編成が出てきましたものですから、迅速な災害復旧対応ができたということもございます。

また、災害公営住宅につきましては、そういった面もございしますが、町長を初め、みんなの努力により早く災害公営住宅ができたということもございます。

さらに付け加えますと、施越事業というのがございまして、国庫補助金の予算枠の関係で、今年度に補助採択されるべき事業につきましても、国庫補助金で採択されないんですが、一旦、うちの自主財源で事業を施行しておいて、来年度、国庫補助金を頂くというふうな、そういった施越の事業というのもありましたことですから、そういった面では迅速な予算執行、災害復旧工事ができたというふうなことが、財調等の基金があったことで可能だったというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 基金がうまく功を奏したいうんかな、いい面もあったと。

悪い面はそんなにないかも分らんですが、ちょっとここで最後に基金のことで町長にお聞きします。

この前の例月出納で財調と大規模事業と福祉、これで46億円ぐらいあるんですね、基金が。早く基金が返ったなどは思っておるんですが、例えば一般の人に基金うちこれぐらいありますよという話をしたときに、やはりこういった災害のときのため

に持つとるんじゃないなくて、特に大規模事業基金あたりは明確な目的いうんかね、そういうものがないのは中さんおかしいよねと。我々の世代のときに税金から少しずつためてくれた金額じゃけど、やはり自分らがおるときには結構行政サービスに使ってほしいよねと。こうした目的があるから、今、基金をためるんですよというのを、ちょっと今は答えは出んでも、やはりそういうものがついてこんといかんのじゃないかなと。災害あたりのときはこんなに早く対応できたあれもあるから、いい面はあるんですから、やはり確かに我々が思うに、学校とか、庁舎とか、将来、やっぱり老朽化していくから、だからその辺の目的いうか、その辺も今後明確にしていくいうのを考えてほしいなと思うんですが、町長、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） いわゆる大規模基金にしましても、財政調整基金にいたしましても、いざというときに単年度の財源では賄えないときのための剰余金としておるわけでございます。

特にこの災害のときには、先ほども申しましたように、緊急を要するものにまず自主財源を投入できたというのは、すごくよかったというふうに思っております。これは基金があったからこそできたんだというふうに認識をしております、そういう部分で、しっかりこれからもある程度一定の基金は必要んじゃないかなというふうに思っております。

ただ、プライマリーバランスとかなんとかいうことになると、若干、今は借金のほうが多くなってきておりますんで、マイナスになっておりますけれども、やはりプラマイゼロになるような状況が、これは個人の家庭でも一緒だろうと思うんですけど、それがやはり一番いいのかなというふうな思いでこれからも運用していきたいと思っておりますが、例えば、今後、投資をしなければならぬものについては、これから災害を経験した中で、先ほども申しましたけども、新たな道路も建設をしていかなければなりません。これも相当な費用がかかると考えております。各地域からも、ここへこうなったんじゃから、皆さんがよくなるんで、こういう道路を造ってほしいとか、そういう御要望も多々伺っております。そこらにしっかり投入をしていきたいと思っておりますし、そういうことでございます。道路のほうはいろいろありますけども、そういうことでございます。

それと、やはり今の人たちがこうなんだからこうなんだというのではなく、継続は



力でありますので、いつの時代でも同じようなサービスが提供できるような仕組みをつくるのがやはり民生の安定、福祉の充実につながってくるんだというふうにも思っておりますので、そこらもしっかり頭に入れながら、また、今後は計画的にこれとこれをやるというようなことも、ある程度、可能なものについてはお示しをしながら財政運営をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 11番中川ゆかり議員から「町長選への出馬は」について質問願います。

中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 「町長選への出馬は」の件についてお伺いします。

平成30年7月に坂町を襲った西日本豪雨災害が想像を絶する甚大な被害をもたらしたことは、いまだに私たちの記憶に刻まれております。現在は、復旧・復興プランに基づき被災前より安全・安心なまちづくりの事業が全力で進められています。

そして、本年には世界を揺るがしている新型コロナウイルス感染症拡大により国から緊急事態宣言が発令される事態もあり、現在も感染が拡大し、町民にとっても不安な日々が続いております。

町長は、現在、7期28年の終盤に来ておられます。今期に起こった災難は想定を根底から覆るくらいの出来事であったと思われませんが、そのような中でも「がんばろう坂町」を掲げ、町独自の施策を行うなど、時に熱く、そして冷静にリーダーシップを発揮されたことは誰もが知ることと思います。

第4次長期総合計画に基づいた施策の実行や、地方創生坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、均衡ある地域の発展のための事業の推進に取り組み、併せて、第5次長期総合計画、地方創生、第2次坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定が行われています。

しかしながら、時間を要する事業もあり、町長にとっては道半ばと考えますが、来年1月には町長選が行われます。8期目の出馬はあるのでしょうか。出馬されるのであれば、8期目に向けての決意、展望をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「町長選への出馬は」の件についてお答えをいたします。

私が町政を担当させていただきまして、早いもので7期目の任期も残すところあと

僅かとなってまいりました。これまでの7期27年有余の間、厳しい財政状況の中ではございますが、各種事業に取り組んでまいりました。

教育事業につきましては、給食センターと横浜小学校屋内運動場の建設、小屋浦ふれあいセンター、横浜ふれあいセンターの建設、坂駅南口の図書館、駐輪場の整備、小中学校の耐震化及び改修、Sunstar Hallの整備、町史の発刊、坂町歌、坂町音頭の制定、小中学校教室等空調整備及び老朽化に伴うトイレの整備、文部科学省が掲げる学校の情報化を推進するGIGAスクール構想事業、海外研修青少年対象事業の実施、児童生徒の学力向上と部活動の推進、道路・交通事業につきましては、広島港坂地区開発の竣工、坂町循環バスの導入、県道坂小屋浦線事業、環状線道路事業の推進、町内幹線道路の整備、坂駅の橋上化・自由通路の整備、水尻駅の開業、小屋浦駅改築に伴う駅周辺の整備、環境対策につきましては、ポンプ場を含む公共下水道の整備、安芸クリーンセンターの建設、リサイクルセンター坂の建設及び平成30年7月豪雨災害被災に伴う移転、太陽光発電及び蓄電池設備の整備、防災対策につきましては、急傾斜地崩壊対策事業の実施、J-ALERTを装備したデジタル同報系防災行政無線の更新、横浜地区沿岸部の越波対策の整備推進、雨水ポンプ場の整備、避難訓練等による防災体制の充実、防災拠点としてのSunstar Hallの整備、都市防災総合推進事業による津波災害時一時避難場所の整備、戸別受信機無償貸与、ウォーキング事業につきましては、ウォーキングトレイルの整備、21世紀健康増進公園ネットワーク事業の推進、悠々健康ウォーキングのまち宣言、保健・福祉事業では、済生会福祉総合センターの整備、地域密着型のグループホーム坂、特別養護老人ホームたかね荘こやうらの整備、母子保健事業では、不妊検査・一般不妊治療、特定不妊治療、不育症治療等、出産環境の整備、子育て支援事業につきましては、保育園を併設した子育て支援住宅の建設、小屋浦子育て支援センターの開設、坂町有住宅改修事業、きらり・さかなぎさ公園の整備、子育て支援に対する多様なニーズに応えるための保育所民営化の実施、3世代同居・近居の推奨、空き家バンクなど空き家の利活用の促進による空き家の解消、さらなる住民サービスの向上につきましては、住居表示の整備、土曜開庁の実施など、これらの事業を進めてこられましたのも、ひとえに議会の皆様、町民の皆様の御支援、御協力のたまものと心から感謝申し上げる次第でございます。

また、30年7月に本町を襲った豪雨災害では、想像を絶する甚大な被害を受けま

した。現在、平成30年7月豪雨災害坂町復旧・復興プランに基づき、整備済みの災害公営住宅を初め、砂防堰堤の整備など本格的な復旧・復興を進めております。

また、本年は新型コロナウイルス関連対策として、マスク全世帯配布事業や子育て応援臨時支援金給付事業、坂町中小企業等支援制度、町独自の取り組みを行っております。

各種事業は坂町第4次長期総合計画に基づきまして推進をいたしておりますが、「自然に恵まれた健康で文化的な住みよいまち」の実現を目指し、「青い海・緑の山・キラリと光る未来へ」を基本テーマと掲げ、町民と行政が力を合わせ均衡ある地域の発展を図り、活気と活力を創り出すまちづくりを推進してまいりたいと私は常に考えております。

こうしたまちづくりの実現を目指すために、私は新たな熱意と情熱を持って今後の町政運営に当たりたいと考え、次期町長選挙に8期目の立候補をいたす決意を固めたところでございます。

御質問の、出馬に向けての具体的な方針についてでございますが、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興を最優先といたし、関係機関の御尽力と御支援をいただきながら、被災者の生活再建や被災した河川、道路を初めとする公共土木施設の復旧工事、砂防事業などを力強く推進し、復興を成し遂げる決意であります。

また、災害を風化させない取り組みとして防災公園の整備、慰霊碑の建立など、豪雨災害から得られた教訓を未来に伝承するための施設を建設をいたします。

被災前よりも安全で安心な町とすべく、町民の皆様とともに「がんばろう坂町」を合い言葉に、一日も早く元の生活を取り戻すことができ、将来に向け町民が希望を抱けるよう全身全霊で邁進をしてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止策に引き続き取り組んでまいります。

一方、これまでの継続した取り組みについてでございますが、本町の課題である地域間の格差を解消し、均衡ある地域の発展を図り、世代間の循環が可能な地域を構築することが主要な課題と考えております。

このため、引き続き、県道坂小屋浦線の道路整備や横浜地区などの越波防止・高潮対策などの海岸整備、土砂災害防止などの砂防堰堤を含む河川整備の三位一体の防災対策を推進し、安全・安心なまちづくり、住環境づくりによって、防災面はもとより、民生の安定、若者の定住できる環境整備が本町の発展のためには必要不可欠なもので

あり、これまで以上に取り組んでまいります。

また、まちづくりの指針となる第5次長期総合計画につきましては、坂町まちづくり懇談会からの提言を踏まえ、今年度、策定いたします。

地方創生につきましては、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略と第5次長期総合計画との整合を図るため、第1期総合戦略を本年度まで延長させ、長期総合計画策定後に第2期総合戦略を策定をします。

第1期総合戦略の重要施策として掲げているベイサイドビーチ坂への物販施設につきましては、地元特産品の販売はもとより、海でのマリンスポーツ、ビーチスポーツや背後の山でのトレッキングの拠点として、町内外へ情報を発信するシンボリックな施設として整備をします。

また、「親から子へ、子から孫へと歴史・文化・地域を守っていくことのできるまち」を基本理念として、均衡ある地域の発展のための事業を推進します。

さらに、子育てや介護を支え合える三世代同居・近居を推奨するとともに、空き家の利活用にも取り組み、住んでみたい町、住み続けたい町となるよう、各地区住民福祉協議会ともさらなる連携を深め、将来にわたって足腰の強い坂町とするため、町民の皆様と一体となって取り組んでまいります。

保健、福祉分野の取組として、少子高齢化の急速な進展等に伴う保健福祉に関するニーズが多様化しており、このため、保健福祉の相談やサービスの総合的、一体的な提供を行うことを目的に、複合化、多機能化した保健・福祉の拠点を整備をいたします。

道路関係につきましては、慢性的な交通渋滞が発生している国道31号について、渋滞の緩和及び歩行者の安全対策に資する4車線化の整備の足がかりとして、国道31号総頭川交差点改良事業が令和2年度より国の直轄事業として事業化されました。

また、坂歩道整備事業についても、将来の4車線化を考慮した計画で事業を進めていただいております。

これらの事業の促進及び安芸区矢野までの区間の4車線化について、引き続き、関係機関に強く働きかけてまいります。

さらに、国道31号や広島呉道路の機能強化として広島呉道路の4車線化が決定しており、関係自治体と一体となって、早期完成に向け、引き続き、国や西日本高速道路株式会社に働きかけるとともに、その他の必要な道路整備についても、国や県にそ

れぞれ働きかけてまいります。

坂町の将来のまちづくりを行う上で重要な県道坂小屋浦線につきましては、関係地権者を初め、多くの方々に御理解をいただき、現在、平成ヶ浜から荒神橋付近の1工区では、坂みみょう保育園付近と保健センター付近の副道の一部が完了しております。

また、JR呉線や国道31号をオーバーする高架橋の工事にも今年度の下半期に着手すると広島県から伺っております。引き続き、関係地権者の方のさらなる御理解、御協力をいただきながら道路用地の確保をし、総頭川の渡河部など、他の箇所の仕事も進め、1工区の早期完成を図るとともに、続く第2工区についても事業を加速させていくよう県に強く働きかけてまいります。

また、県道坂小屋浦線とのアクセス向上のための環状線を含めた新設道路事業を積極的に推進し、県道事業に遅れることなく進めてまいります。

また、各住民福祉協議会からの地域改善要望につきましても、これからも可能な限り取り組んでまいります。

これまでも意欲的にまちづくりに取り組んでまいりましたが、今後の町政運営に当たりましても、決意を新たにさらなる決意を持って取り組んでまいります。

議員の皆様、町民の皆様のこれまで以上の深い御理解と御協力をお願いをいたしまして、答弁とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 再質問は考えてなかったんですが、丁寧で熱く期待の持てる答弁をいただきましたし、傍聴者もおおり、インターネット中継もされております。町民も注目されているのではないかと思います、今、出馬ということをお聞きしましたので、出馬に向けて、再度、力強い決意をお聞きしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） ただいま答弁をさせていただきましたことを着実に実行するために、議会の皆さんとも車の両輪で、町民のためになることを共に考えながら、そして、多くの町民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、全身全霊でこの実現のために、先ほど申しましたことの実現のために取り組んでいく決意でございます。よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 9番大田直樹議員から「町長選挙への出馬に関して」につい

て質問願います。

大田議員。

○9番（大田直樹議員） 先ほど、町長の出馬に関して中川議員から質問が出されまして、町長の力強い決意を感じたところでございます。けちをつけるわけではございませんが、町長にお願い方々の質問とさせていただければと思います。

「町長選挙への出馬に関して」の件についてお伺いいたします。

来年1月には坂町長選挙が執り行われますが、きっと吉田町長は8期目を目指して立候補されるものと思います。これは中川議員の答弁を聞く前の質問ですから、このまま読ませていただきます。

平成30年7月に起きた災害を復興半ばで町長が逃げ出すような人物ではないと思うから立候補されると思って出しております。

そこで、町長が立候補するに際しての決意をお聞きする前に、ぜひとも決意の中に、いつもいろいろな場面での緊縮財政を唱える町長だからこそ、次回の町長選挙には「退職金は要らない」の一言を町民にアピールして、町民の方々に恩返し4年間を頑張っていたいただきたいと思いますが、町長の見解をお伺いいたしますとともに、行政側からして、このような施策は可能なのかをお伺いいたします。

以前、名古屋市の市長選挙で河村たかし市長が似たようなことを選挙公約に掲げていたような記憶があるのですが、町長もぜひとも参考にしてほしいと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「町長選挙への出馬に関して」の件についてお答えをいたします。

先ほどの中川議員からの一般質問で答弁をさせていただいたとおり、私は新たな熱意と情熱を持って今後の町政運営に当たりたいと考え、次期町長選挙に8期目の立候補をいたす決意を固めたところでございます。

御質問の「退職金はもらわない」との公約を掲げて出馬してはでございますが、常勤の特別職を含む町職員の給与、退職手当、議員報酬については、いずれも地方自治法の規定によって支給されています。

退職手当につきましては、県内8市8町及び一部事務組合7団体が加入する広島県市町総合事務組合の組合条例により支給額が決定されており、安定的かつ効率的な支

給が行われており、次世代を見据えた上でも「退職金はもらわない」との選挙公約は考えておりません。

行政側からしてこのような施策は可能かにつきましては、諸手続が必要ですが、可能でございます。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） 今、あたかも国のほうでは安倍総理が体調を理由に総理の座を辞しまして、戦後7年8か月という最長の総理を経験してまいりました。その中で、よくニュースやなんかで、安倍総理のレガシーというふうな言葉が結構出てまいります。町長が7期28年を終えようとするときに、先ほども中川議員の質問に対して詳しく御答弁なさっておりましたが、町長が独自でトップダウンでこれをやれやというようなものがどうなのかな。いろいろ聞いた中で、んっ、んっ、というようなのは、議員から町民の声を代表して一般質問という形で、町長の力量もあろうかと、トップダウンに対してボトムアップ、下からの声を吸い上げる、そういったあれで、町長はいろいろと事業を遂行してこられたあれですが、町長にしてトップダウンでこれをやれというようなレガシー、そういったものを、御自分でこれはというのがあったらお聞かせ願いたいと思いますが。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） そうですね。住民の皆様、議会の皆様も当然でございますけれども、そういう中で、何か強い要望がある、それが理にかなった要望であれば、それは時には職員に檄を飛ばして早くそれを実行するよにということとは、時々、それはないことはない、ございます。これは何としてもやらにゃいけんというとき、大変だと思いますが、例えば災害公営住宅につきましても、担当課のほうは大変だったと思います。本当、大変だったと思います。だけどそれに耐えて頑張ってくれたからこそ、これも実現できたんだというふうに私は理解をしております。

これからもやはり職員と、ある意味、一体となって、町民の声をしっかりと受け止め、それをまた議会の皆様ともしっかりと協議をしながら進めていきたいというふうに思っております。

ただ、それはどんどんどん進めていきたいということは、まだこれまで以上に頑張っていかにゃいかんというふうな思いを持っております。

ただ、今、申しました退職金につきましては、やはりこれからの次世代の方たちのことも考えていかなければならない。それから、坂町だけではない、今も一部事務組合でやっておるわけでございますんで、8市8町ですか、それから7団体が加入されておられるわけでありまして、やはり全体のことも考えていかなければならない。

それと、名古屋市の河村市長さんが何をどうされたかは詳しくは存じませんが、それはそれだけのやはり力量がある意味あらわれるから、そういうこともできるんだろうと思います。これからやはり私と同じような立場になられる方が、将来、必ず出てくるわけでございますんで、やはりどっかの社長さんとか、あるいは財閥の方とかだけが首長になるのではなく、どなたでもそういうバイタリティー、町をよくしてやるんだという方が、また将来、今回もどういうことになるか分かりませんが、出てこられるということも踏まえて、いろいろやっていかなければならないというふうに思っております。

いずれにしても、業務については、仕事については、まちづくりについては、これまで以上に本当に全身全霊で邁進をしていくという決意で御理解をいただければと思います。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） 決意のほどはよく分かりましたが、町長に町長としてお聞きするのではなくて、一町民として、町長は長期政権、多選をどのようにお考えですか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） まちづくりに意欲があれば、あるいはまた、議会、町民の声に耳が傾けられるようであれば、私は町民の方々がお許しをいただけるのであれば、何期で終わりとか、そういうことはないもの、あるいは考えてはおりません。ただ、一生懸命それをできるかできないか、あるいは、期数がどンドンどンドン上がってきて、初心を忘れて迷走するような状況でなければ、それは何期という期数は私はなくともいいんじゃないかというふうな考えでおります。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） やる気があれば、そこで、普通、2期8年、3期12年、2期8年であれして、3期12年で実行みたいなのが通例じゃないかと思うんですが、それ以上、3期までは通常に給料もボーナスも退職金もお支払いして、4期目となっ



たら、いや、それでも今の町長のようにやりたいんだ、やるんだという決意のあれだったら、もう3期12年やらせてもらったんだ。これからは町民のために恩返しというふうな決意でもって、それらを長期政権、多選をある程度防いだほうがいいのかというふうな気持ちも町民は持っているんじゃないか、話の中で聞くのに。

そこで、先ほどの答弁の中で、それはできないことはないというふうな、そして退職金というふうなことをおっしゃいましたけど、地方公務員法24条にありまして、24条では、たしか特別職は準ずるということじゃないかと思うんで、24条によって保護されとるような、最初の答弁で言われたんじゃないかと思うんですが、保護でなくて、特別職三方については、公務員24条に準ずると言い換えたほうがよろしいんじゃないかと思うんですが、そこら辺りはどうなんでしょうか、総務のほうで。

○議長（川本英輔議員） 藤本総務課長。

○総務課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

議員さん言われるのは地方公務員法ということで、地方自治法のほうで、こちらのほうでは、今の特別職も含み退職年金及び退職一時金を受け取ることができるというふうに明記されております。我々一般職の職員もそれに準ずるといいますか、常勤の職員につきましても、給与及び旅費を支給しなければならないということでありまして、給与とかそういった退職金については、当然、頂くべきものだとして解釈しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） そのところはいいにしても、町長自身がもう8期、立候補されるということで、やはりまだお若いからよろしいんですけど、あと4年やりますと、古来まれなり近くなってくれば、まだ今の菅氏が総理立候補71ということで、まだわしは次もやれるよ思われとるかもしれんですけど、後継者というか、そういった育成も町長自身もなさっていかなきやいけないんじゃないかと思うんですが、そこら辺りはいかがお考えですか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今から選挙があるわけでございます。昨日、日程が決まりました、1月24日が投票だったんかいね。そして17日が告示となっておりますのでございまして、まだその選挙がどうなるか分からない状況で、次のことはなかなか申すこ

とができないと思いますので、その結果、また私が皆さんに御推挙いただいたということになれば、またその時点でいろいろ考えねばならんことだというふうに思っております。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） 決意のほどはしっかりと受け止めました。今、言ったことも含め、よく町長は、さっきも質問の中で言いましたように、緊縮財政という言葉が使われます。緊縮財政をしたおかげで、先ほど中議員さんが言われたああいって基金もしっかりとためて、いざというときに使うんだというふうに、私が以前、質問したときにもおっしゃいました。そして、いざというときがあったわけですけど、早急にできたということで、それはそれでよかったのかなと思いますけど、私が以前、プラスマイナス1円でいうたら、それは大田議員個人の考え方でしよういうてから、ちょっと語気を強めて言われたことを覚えておりますけど、基金をためた後でのその自由に使える金はどんどん使ってほしいと思うんですが、その決意は、使う決意をお聞きして、最後にいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほどの中議員さんの質問でも述べさせていただきましたけども、当然、必要があれば、そちらのほうに財源を投入していかなければならないというふうに思っております。そういう中で、やはりいつの時代も坂町が坂町であり続けられる以上は、やはりいつの時代もそこに生活をしておられる方々が同じようなサービスができるような、そういうことも考えていかなければならないと思います。継続は力なり、そういうことにもつながってくるんだというふうに思っておりますので、ケース・バイ・ケース、例えば道路整備もひよっとしたら今後10億円以上を投資しなければならぬ道路事業も出てくる可能性もございます。そういうときには、それがやはり均衡ある発展、そしてまた、それをつくることによって、ハードを整備することによって民生の安定、福祉の充実が図られるのであれば、そういうところへは思い切って投入していく、そういう考えでこれからも取り組んでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 6番 柚木 喬議員から「入札制度のあるべき姿は」について質問願います。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 「入札制度のあるべき姿は」の件で質問させていただきます。

最近、建設工事や物品購入において契約物件が大型化し、また、スピードを要する物件も多くなっていますが、本来の一般競争入札からかけ離れた入札制度になっていると思われます。

次の点を伺います。

一つ、指名競争入札では辞退が多く、競争原理に欠けるように感じます。辞退がないようにする対策はどう考えておられるのか。

2点目、随意契約においてプロポーザル（提案）型の場合の対象業者の選定基準、得点評価事項の内容のルールづくりの必要性を感じます。同時に業者からは提案価格も提示されますが、低ければ採用されるとは限らない事例があります。不落の業者は納得しているのかを伺います。

3点目、現在、随意契約物件は閲覧対象にされていないと思われますが、その理由を伺います。

4点目、予定価格は全ての対象物件に設定され、事後に公表されるべきと考えるのが適切と思いますが、いかが考えておられるのか。

5点目、予定価格と契約価格の差、つまり財政的メリットがないならば、全て一般競争入札に切り替えるべきであると思いますが、見解を伺います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「入札制度のあるべき姿は」の件についてお答えをいたします。

本町の入札につきましては、地方自治法、地方自治法施行令、坂町財務規則、坂町建設工事入札執行規程等、関係法令に基づき執行をしております。

御質問1点目の、指名競争入札では辞退が多く、辞退がないようにする対策についてですが、年度当初には県内各地で豪雨災害に係る復旧工事の発注が重なった影響で、例年に比べて建設工事案件の辞退者が増加する傾向にあったものの、本年度8月末までの全ての入札件数43件を見た場合、半数以上の事業者が辞退をした案件は7件にとどまっていることから、入札に支障が出ているといった状況にはなく、特に対策や制度の変更が必要であるとは考えておりません。

御質問2点目の、プロポーザル方式の場合、対象事業者の選定基準、得点評価事項の内容のルールづくりの必要性及び不落の業者は納得しているのかについてござい

ますが、プロポーザル方式による事業者の選定については、競争性が働くかどうかに加え、その事業の性格や内容を踏まえた上で、事業案件ごとに対象事業者の選定基準や得点評価事項等の審査基準を設定すべきであり、統一的なルールづくりにはなじまないものと考えております。

また、不落となった業者が納得しているのかにつきましては、審査結果は全ての応募者に通知するとともに、不採用の事業者名を伏せ、提案価格、評価点を公表することや、審査結果は外部有識者を含む事業者選定審査委員会による厳正なる審査を経た結果であることから、納得されているものと判断しております。

御質問3点目の、随意契約が閲覧対象にされていない理由につきましては、随意契約は入札でないため、入札結果の閲覧の対象にしておりませんが、情報公開の対象となるため、各事業課が適正に保管をしております。なお、随意契約に当たって見積りを徴収した事業者に対しては、結果を全て報告しております。

御質問4点目の、予定価格の事後公表につきましては、坂町建設工事入札執行規程により、開封後においても公表してはならないとあり、公表しておりません。予定価格の事後公表は入札執行における落札率が判断でき、今後の入札執行に影響を与える可能性もあることから、引き続き、非公表といたしたいと考えております。

御質問5点目の、予定価格と契約金額の差がなければ、一般競争入札に切り替えるべきであるにつきましては、指名競争入札においても価格競争は行われ、予定価格と契約金額の差は出ております。本町では、町内業者の受注機会の確保による地域産業の振興や社会インフラの整備や修繕を担う担い手の確保等の観点から、指名競争入札を採用しております。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 指名競争入札における運用面についてちょっと伺うんですが、答弁は、今、いただいたように、43件中辞退が7件にとどまっているので、別に改正とかなんかに動かないということでしたけども、指名競争入札については、いわゆる指名願いというのを業者が出してくるんですね。出しているのに、私、辞退するとは納得いかないわけで、町として入札依頼をあらかじめ電話するとかほかの手段を講じてるんか、あるいは辞退が重なったらペナルティーを科すことがあるのかどうかをちょっと伺います。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

辞退があった場合、ペナルティーを科すのかということでございますが、ペナルティーはありません。入札案件、業者さんによってそれぞれ事情があろうかと思えます。例えば物品購入でありますと納期でありますとか、工事であれば工期とかいろいろありますので、その中で指名願いが出ていても、まだその工期までに会社として実施できないとか、技術者が確保できない、様々な理由があろうかと思えます。物品では、その納期までには物がそろえないとか、様々な事業者の理由があろうかと思えますので、特にそれに対しペナルティーは科しておりません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 一応随意契約のことなんですが、ちょっといろいろと法律論議になりますけども、例えば随意契約の場合の規則と運用の乖離、離れているということについてちょっと伺うんですが、私、調べてる範囲では、随意契約によることができる場合として、坂町財務規則に下記のように記載されているというんですね。つまり財務規則の97条には、随意契約によることができる場合として、予定価格が130万円を超えない工事、80万円を超えない財産を買い入れるときとされているという。今ではいわゆる随意契約として何でもありになってるような感じがするんですけども、この取決め事項はどのように守るべきであるのか、あるいは改正すべきであるのかと思うんですが、どのように考えられておりますか。

○議長（川本英輔議員） 車地課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

今、議員さんは坂町財務規則のことを言われましたけども、その上位ございますか、それより地方自治法の施行令、167条の2の第1項に随意契約のことがあります。今の財務規則はそこに130万円を超えない工事とかいろいろ同様なことが書いてありますけども、それに基づき、本町におきましても随意契約の契約を執行しておりますので、それぞれ第何号に、162の2条のそれぞれの項に当たるかを明確に表記し、それぞれ随意契約を執行いたしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） つまり、じゃあ随意契約のルールというのが、これはなし崩しになってるような感じなんかなと思うんですけど、ちょっとその辺はまたやっぱり改正する必要があるんだったらしてもらいたいというて思います。

それから、プロポーザル方式ということが質問させてもらってるんですが、随意契約の入札業者選定については、これは会計監査報告で一応指摘されてるんですよ。これは30年度の決算報告について、次のような内容の指摘がちょっと会計監査の報告書で書いてあります。契約事務については、随意契約の理由が不適切なものが見られるので、個々の契約について、公平性、経済性が確保されているかどうかを十分な検証を行い、契約事務の適正化に努めよというような指摘が会計監査からあるんですよ。私もこれはそのとおりだと思います。答弁は、事業案件ごとに対象事業者の選定基準や得点評価事項の審査基準を設定すべきであるというて言われてましたね。統一ルールはつくりたくないとのことでした。したがって、議会に対して事業ごとに審査基準を提示していただくのであればそれでええと思うんですが、そういうことはなかなかできんじゃないかと思うんで、統一基準をつくって改善する必要があるんじゃないかと思いますが、いかがお考えか。

○議長（川本英輔議員） 車地課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

監査の指摘の随意契約の随契理由とプロポーザル方式というのはちょっと違うのかとは思いますが、プロポーザル方式は、技術的に高度または個性が重視される事業を発注するに当たって、その事業に係る実施体制や実施方針、プロジェクトに対する提案等に対する企画提案書の提出を受け、その場合は、ヒアリング上、実施した上でその提案書の評価を行い、その事業に最も適した業者を選定する方式でございます。

したがって、その案件ごとに例えばデザインでありますとか、町が、今、仕様を固めなくて、民間事業者のすばらしい提案を受けるという方式でございますので、物によってそれぞれ今の点数配分とか審査のことが違おうかと思えます。それを統一的なこと、町長の答弁にもございましたけども、ルールづくりといえますか、統一的なものいうことは、先ほども申しましたように、案件ごとに違いますので、困難かと思えます。ですから、あくまでもプロポーザルは金額勝負ではなくて、金額勝負であれば、設計をしっかりと固めて、入札のように金額争いになりますけども、プロポーザル方式というのは、金額ありきじゃなくて、そういった事業者のすばらしい提案を採

用するということになりますので、ちょっと今の監査の指摘とかいうことと、随意契約の理由がプロポーザル方式のことを差しているのではないかと判断しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 今の答弁の中に、会計監査報告書の指摘はどのようなことで、今、答弁いただくんでしょうか。これ、随意契約の理由が不適切なものがあるというて言ってるんですけど。

○議長（川本英輔議員） 車地課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

監査の指摘の随意契約の理由が不適切なものが見受けられるということなんですけども、いろいろ地方自治法施行令167の2のどの項に当たるのかをそれぞれ明記しているんですけども、それぞれの随契理由と根拠規定の番号がマッチしてないんじゃないのかというような御指摘もありますので、その辺はしっかり決裁時に確認するようにはいたしております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時47分）

（再開 午後 2時47分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村政愛君） 私のほうからお答えいたします。

町が、地方公共団体が行う契約につきましては、入札かまたは随意契約というふうなことに分かります。その中には一般競争入札と指名競争入札というのがございます。随意契約と申しますのは、先ほど議員さんおっしゃったように、工事に限定して申し上げますが、予定価格が130万円未満の工事については、入札によることなく随意に相手を選んで契約することができるというのが財務規則にある部分でございます。

今回、御質問にあるプロポーザル方式は入札ではございませんので、自治法上は随意契約のカテゴリーに入ります。ですから随意に相手を選んで契約する。その随意に

相手を選ぶ過程は何かと申し上げますと、彼らが提案する内容とか金額を審査して、最適業者だから随意にA社さんを相手に交渉を始めますという意味でのプロポーザルでございます。

でも、監査の指摘につきましては、例えば随意契約で130万円未満だから随契でやりますとか、そうでない場合、仮に130万円を超えておる工事でありましても、とある何々建設工事をやっておる。そのまま別の工事で近くの現場にその工事がある。引き続き、その業者さんがやったほうが安価な場合でできることがあるということで、入札によることなく随意契約でやるということなので、そういった場合には、第7号か8号かだったと思うんですけれども、競争入札すると安価になることが見込まれるときというふうなことに該当されるんですが、そこの第何号に該当されるという内部資料の中に号数の誤りがあったりだとか、記述の内容にちょっと足りないところがあったりだとか、そういった部分で監査の委員さんのほうから御指摘をいただいております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 5問目ですか。

○議長（川本英輔議員） はい。

○6番（柚木 喬議員） 町長にちょっと予定価格のことで伺うんですが、5問目です。

今、国交省とか総務省とか財務省がつくった、公表した入札契約適正化法というのがあるんです。それが毎年更新されよるんです。それは全国の1,721市区町村がどういふふうな入札制度を取ってるかというのがいつも更新されるんですね。

その中で、実は1,721市区町村は分母は変わらないのですが、一般競争入札は市区町村は82.6%と、令和2年8月21日の報道では、一般競争入札の本格導入が82.6%いふふうな表現をしてるんですよ、まず。

また、予定価格等の公表時期についても触れられてまして、事後公表がまさに1,721のうちの977市町村、56.8%という結果発表がされてるんです。

いろいろとこれを思うのに、予定価格の公開というものが、さっきの答弁では執行規程に決まってるけん、公表はしないということを言われたんですかね。これってちょっと全国の市町村についてはそういうような情報が出てるんですが、この辺の矛盾点はどういふふうに思われますか。これ、前向きにやらなきゃいけないんじゃないか



と私は思うんですけど、この調査結果は、例えばさっきの一般競争入札についての本格導入というのは、使うか使わんか分からんけど、一応設定してるよということかもしれませんですね。だからいろいろとこの数字について、ちょっと過去からの累計取ってないんですけども、いずれにしても前向きに物すごい公開してるということなんですよね。その辺の、特にいただきたいのが、予定価格の事後の公表、事前公表とか事後公表とかいうふうな分類されてるんですけども、特に事後公表についてはしたほうがええんじゃないかと思うんですけども、その辺をちょっと伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 入札に関することについては、私はあまり関与をしておりません。そういうことでありましてなんですけれども、公表をしてないというのは、やはり競争の原理を活用していかんやならんということで、多分、公表してないんだと思いますし、してないというふうに認識をしております。

ただ、これはちょっと休憩させてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時53分）

（再開 午後 2時55分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） いろいろな考え方もあろうかと思っておりますけれども、坂町では、先ほど答弁させてもらいましたように、地元業者の育成、これを守っていかなければならないということもございますし、一般競争入札、あるいはまた、公表することによりまして、また競争力が下回ってくる。そうすると、地元の業者もそれにチャレンジする度合いが少なくなってくるというようなことにもなりますので、一応、現制度をこれからも維持していきたいと思っております。

またその後、いろいろな状況が変わってきまして、またいろいろ検討させてもらいたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 以上で、一般質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は15時10分とさせていただきます。

（休憩 午後 2時56分）

（再開 午後 3時08分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第2 議案第58号「令和元年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定について」、日程第3 議案第59号「令和元年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第4 議案第60号「令和元年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第5 議案第61号「令和元年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第6 議案第62号「令和元年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の5議案を一括議題といたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

日程第2、議案第58号から日程第6、議案第62号までを一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第58号「令和元年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第59号「令和元年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第60号「令和元年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第61号「令和元年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第62号「令和元年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、一括して御説明を申し上げます。

令和元年度の一般会計決算は、平成30年7月豪雨からの復旧・復興に多額の経費を要したため、大規模事業基金の繰入れや町債の発行などを行ったことから、実質収支は黒字決算となりました。

歳入歳出決算書の171ページをお開きください。

歳入総額104億8,301万4,695円、歳出総額99億5,363万6,098

円、歳入歳出差引額5億2,937万8,597円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1億7,489万8,831円を控除した実質収支額は3億5,447万9,766円になりました。

前年度に比べ歳入決算額は5億1,643万2,343円の増、率にして5.2%の増となり、歳出決算額は3億8,027万2,405円の増、率にして4%の増となっております。

それでは、歳入につきまして概要を御説明を申し上げます。

15ページの町税は22億9,333万2,933円で、前年度に比べ1,000万3,097円の減、率にして0.4%の減となりました。また、徴収率は97.9%となっております。

21ページの地方交付税は9億5,301万5千円で、前年度に比べ2億6,140万6千円の減、率にして21.5%の減となりました。

25ページからの国庫支出金は、災害等廃棄物処理事業、災害公営住宅整備事業などの実施により30億2,541万8,133円となりました。

41ページの繰入金では、大規模事業基金繰入金など4億1,366万9,858円となりました。

43ページの諸収入では、国庫支出金過年度収入など5億7,628万3,950円となりました。

49ページの町債は、臨時財政対策債、災害復旧債など15億4,906万8千円となりました。

次に、歳出につきまして概要を御説明申し上げます。

総務費では、61ページの財政管理費が、財政調整基金積立金などにより5億6,912万9,400円となっております。

民生費では、83ページの老人福祉費が、広島県後期高齢者医療広域連合療養給付費、介護保険事業及び後期高齢者医療特別会計への繰出金などにより4億5,829万8,253円、91ページの保育所費が、私立保育園運営費などにより5億889万3,016円、衛生費では、107ページの清掃費、災害対策費が、災害廃棄物処理等業務などにより11億8,846万5,684円となっております。

土木費では、115ページの道路新設改良費が、社会資本道路整備事業、都市防災総合推進事業などにより、繰越明許費を含め1億6,902万8,135円、121ペ

ージの公共下水道費が、下水道事業特別会計繰出金により2億2,872万6千円、127ページの住宅費、災害対策費が、災害公営住宅整備事業などにより、繰越明許費を含め17億5,603万8,207円となっております。

教育費では、137ページの小学校費及び141ページの中学校費におきまして、各小中学校の施設維持管理及び教育振興に係る経費を合わせ3億2,798万4,934円となっております。

災害復旧費では、平成30年7月豪雨の復旧工事費などにより、165ページの道路橋梁災害復旧費が、繰越明許費を含め4億1,583万4,079円、都市計画施設災害復旧費が、繰越明許費を含め1億3,899万7,040円となっております。

167ページの公債費は4億662万6,919円となりました。

次に、国民健康保険事業特別会計の決算につきまして御説明申し上げます。

199ページをお開きください。

歳入総額13億7,949万7,019円、歳出総額13億4,305万9,890円、実質収支額3,643万7,129円となっております。

前年度に比べ歳入決算額は6,105万2,174円の減、率にして4.2%の減となり、歳出決算額は6,683万4,901円の減、率にして4.7%の減となっております。

歳入では、181ページの国民健康保険税が2億1,766万6,290円で、前年度に比べ0.5%の増となっております。

歳出では、191ページの保険給付費が9億7,439万1,742円で、前年度に比べ2.2%の減となっております。

次に、下水道事業特別会計の決算につきまして御説明申し上げます。

219ページをお開きください。

歳入総額6億3,708万8,762円、歳出総額6億2,131万7,339円、実質収支額1,577万1,423円となっております。

前年度に比べ歳入決算額は1億3,563万5,860円の減、率にして17.6%の減となり、歳出決算額は1億4,756万4,160円の減、率にして19.2%の減となっております。

歳入では、207ページの公共下水道使用料が2億5,675万4,200円で、前年度に比べ0.4%の減となっております。

歳出では、215ページの公債費が4億1,645万1,328円で、前年度に比べ2.3%の減となっております。

次に、介護保険事業特別会計の決算につきまして御説明申し上げます。

245ページをお開きください。

歳入総額13億3,170万2,338円、歳出総額13億2,052万532円、実質収支額1,118万1,806円となっております。

前年度に比べ歳入決算額は4,459万8,690円の増、率にして3.5%の増となり、歳出決算額は4,162万6,740円の増、率にして3.3%の増となっております。

歳入では、227ページの保険料が2億5,805万5,668円で、前年度に比べ5%の増となっております。

歳出では、235ページの保険給付費が12億1,900万5,422円で、前年度に比べ2.5%の増となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算につきまして御説明申し上げます。

259ページをお開きください。

歳入総額1億6,716万1,074円、歳出総額1億6,609万4,061円、実質収支額106万7,013円となっております。

前年度に比べ歳入決算額は827万3,799円の増、率にして5.2%の増となり、歳出決算額は837万8,928円の増、率にして5.3%の増となっております。

253ページの後期高齢者医療保険料が1億2,879万4,855円で、前年度に比べ11.6%の増となっております。

歳出では、257ページの後期高齢者医療広域連合納付金が1億6,484万2,214円で、前年度に比べ5.5%の増となっております。

最後になりましたが、今後の行財政運営に当たりましては、監査委員さんの御意見を尊重し、経費の節減合理化と施策の重点化を図るとともに、中長期的な観点から、財源の年度間調整に留意しつつ、多様な行政需要に対処してまいり所存でございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 続いて、令和元年度坂町決算審査意見書について、監査委員から報告を求めます。

奥村監査委員。

○5番（奥村富士雄議員） 令和元年度坂町決算書の審査報告を行います。

地方自治法第233条第2項の規定により、令和元年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、下水道事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算書及び関係書類を審査した結果、次のとおり意見を報告いたします。

審査は、坂町代表監査委員である野村哲朗氏及び私、奥村富士雄の2人で実施いたしました。

審査した期間は、令和2年6月29日から8月4日までで、審査実施日数は11日間でした。

審査の着眼点として、（1）計数の確認について、決算書と各種の関係諸帳簿及び証拠書類等を照合し、金額及び計算に誤りがないかどうかについて確認をいたしました。

（2）歳入歳出予算の執行状況、事業の実施状況について、審査に際しましては、事業が予算計上目的に沿って合法的、効果的かつ経済的に執行されているか、会計事務は関係法規等に準拠して適正になされているか、財産の管理は適正に行われているかについて審査を行いました。

なお、災害関連事業につきましては、特段の注意を払って審査を行いました。

審査の結果、財政収支は一般会計及び各特別会計とも黒字決算となっており、配分された予算は、予算目的に沿って適性かつ効率的に執行され、所期の目的を達成しているものと認められます。

以上で、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で、説明、報告を終わります。

お諮りします。

議案第58号から議案第62号までの決算認定議案については、坂町議会委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議長及び監査委員を除き委員の定数を10人とする令和元年度決算審査特別委員会を設置し、審査付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、本件は令和元年度決算審査特別委員会を設置し、審査付託することに決定をいたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました令和元年度決算審査特別委員会の委員の選任について、坂町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議長の私と監査委員の奥村議員を除く、1番尾崎議員、2番安竹議員、3番光岡議員、4番主枝議員、6番柚木議員、7番出下議員、8番瀧野議員、9番大田議員、10番中議員、11番中川議員の10名を指名します。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

令和元年度決算審査特別委員会の委員の選任については、ただいまの指名のとおり選任することに決定をしました。

それでは、ただいまから正副委員長を互選し、議長に報告してください。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3時27分)

(再開 午後 3時28分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 正副委員長の互選結果を報告します。

委員長に中川議員、副委員長に光岡議員が選任されました。

また、審査日程は、9月3日と9月4日の2日間に決定をしました。よろしく願いいたします。

本日はこれをもって散会とします。

再開は、9月7日午後1時の予定といたします。

お疲れさまでした。

(散会 午後3時28分)